

参考資料

令和9年度概算要求の概要
(障害保健福祉部)

1 障害福祉サービスの確保、地域生活支援などの推進

(1) 良質な障害福祉サービスの確保

障害者自立支援給付費負担金

令和9年度概算要求額 1兆9,650 億円 + 事項要求 (報酬改定分、物価高騰対策分) (1兆8,145億円) ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

障害者が地域の住み慣れた場所で暮らすために必要な障害福祉サービス等を総合的に確保することに加え、利用する障害福祉サービス等に係るサービス等利用計画を作成・見直しを行うための経費。また、障害者施設や精神病院等に入所又は入院している障害者が地域生活に移行するための相談等を実施するための経費

2 事業の概要

- (1) 介護給付・訓練等給付
市町村が支弁する介護給付費及び訓練等給付費等(※)に要する経費の1/2を負担するもの(障害者総合支援法第95条第1項第1号)については、障害者の自立した生活を支え、障害福祉サービスを必要な障害者に届けるための支援を行うために、必要な額を要求するもの
※ 介護給付費・・・居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、療養介護(医療に係るものを除く。)、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援
訓練等給付費・・・自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、就労選択支援、共同生活援助(グループホーム)、自立生活援助
特定障害者特別給付費・・・食費等に要した費用に掛かる低所得者への補足給付
その他・・・高額障害者福祉サービス費
- (2) 計画相談支援給付
障害者の自立した生活を支え、障害者の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するために、必要な額を要求するもの
- (3) 地域相談支援給付
地域移行や地域定着を支援するために必要な額を要求するもの
- (4) 補装具費
障害児・者が日常生活を送る上で必要な移動等の確保や、就労場面における能率の向上を図ること及び障害児が将来、社会人として独立自活するための素地を育成助長するため、市町村が支弁する補装具費に要する経費の1/2を負担する。

3 実施主体等

実施主体：市町村	要求額の内訳：(1) 介護給付・訓練等給付：1,918,299,391千円(1,771,776,730千円)
負担割合：国1/2、都道府県1/4、市町村1/4	(2) 計画相談支援給付：28,335,998千円(25,491,658千円)
	(3) 地域相談支援給付：953,072千円(851,624千円)
	(4) 補装具費：17,436,010千円(16,400,452千円)

(2) 障害福祉分野におけるテクノロジー導入等に対する支援

令和9年度概算要求額 26億円 (ー) ()内は前年度当初予算額 令和7年度補正予算額15億円

うち投資枠 26億円

1 事業の目的

- 障害福祉分野において、人材確保・生産性向上は喫緊の課題であり、「骨太の方針2025」では、処遇改善や業務負担軽減、生産性向上・省力化の実現等が盛り込まれ、「新しい資本主義実行計画2025」においても、「省力化投資促進プラン」の策定対象とされ、生産性向上の目標(※)を設定するとともに、2029年度までの5年間で集中取組期間とされている。
(※)「ICT活用等により、業務量の縮減を行う事業所の増加」(R8:50%、R11:90%以上)、「都道府県ワンストップ窓口設置数の増加」(R8:10以上、R11:全都道府県)等
- また、第221回特別国会において成立した改正社福法等では、生産性向上、経営改善支援等の取組の促進を国及び都道府県の責務とし、関係者の連携を図る関係協議会を設置することの義務化や、第8期基本指針では、人材確保や生産性向上に関するワンストップ窓口の設置、生産性向上等に向けた関係者の連携を図る協議会の設置を新たに成果目標へ位置付けたことを踏まえて、業種の特徴を踏まえたきめ細やかな対応や支援策の拡充、全国的なサポート体制の整備を加速化する必要がある。
- このため、障害福祉サービス事業者等が、職員の業務負担軽減や職場環境の改善を目的として、介護テクノロジーの導入や第三者を活用した業務の課題分析等を実施する際の経費を補助することにより、生産性向上による働きやすい職場環境の実現を推進する。さらに、人材確保や生産性向上等について、都道府県レベルでの総合的な支援体制の整備を促し、各事業所における処遇改善加算の取得やICT活用等による業務効率化等を進めるとともに、全国レベルでの支援を加速化し、生産性向上に係る効果的な取組・手法の全国展開を進める。

2 事業の概要

(1) 障害福祉分野の介護テクノロジー導入支援事業

都道府県等が行う以下の事業について補助を実施する。

- ①障害福祉サービス事業者等が介護ロボットやICTを導入した際の費用や、第三者を活用した業務の課題分析等を実施した際の費用に対する補助
- ②障害福祉サービス事業者等に向けた、介護ロボット等の導入促進のための体験会等やICT導入に伴う研修会の開催

(2) 障害福祉分野における人材確保・生産性向上サポート促進事業(都道府県等支援分)

都道府県等が、事業所支援等を行うための都道府県ワンストップ窓口の設置等により、次の事業を行う場合に必要な事務費等を補助し、障害福祉サービス等事業所や市町村に対するワンストップ型の支援体制の確保を図る。※②については、一定の成果を上げている事業所を巻き込んだピアサポートの仕組みを構築している場合は、手厚い支援を行う。

- ①人材確保支援：処遇改善加算等の取得促進のための事業所への助言等、障害福祉分野のしごとの魅力の発信、研修等による事業所等の人材育成等
- ②生産性向上支援：生産性向上に向けたICT活用等による業務改善、地域における障害福祉現場の生産性向上に関する協議会の設置・開催
- ③経営改善支援等：障害福祉サービス等事業所の情報公表や財務状況の見える化促進のための体制の確保、制度改正等に係る周知・広報・助言等

(3) 障害福祉分野における人材確保・生産性向上サポート拠点整備事業(国の支援分)

- ①都道府県ワンストップ窓口への支援：都道府県ワンストップ窓口が効率的・効果的な事業所支援等を行えるよう、人材確保や生産性向上に関する助言や情報提供等を実施
- ②全国的な人材確保対策への支援：障害福祉分野の仕事の魅力発信や、デジタル中核人材(仮称)の養成に向けた調査・研修会の開催等を実施
- ③生産性向上ガイドラインの改定：令和8年度に策定予定の「生産性向上ガイドライン」について、現場での取組実態等も踏まえた改定を検討
- ④生産性向上に関する広報：生産性向上の取組普及・定着に向けた各種広報を実施
- ⑤生産性向上関係協議会及びワンストップ窓口に係るモデル事業：生産性向上等に向けた関係者の連携を図るための協議会やワンストップ窓口の運営に関するモデル事業を実施

3 実施主体等

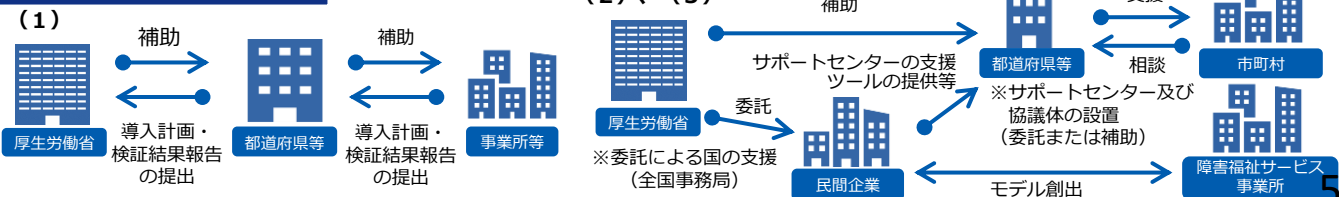
【実施主体】

(1) (2) 都道府県、指定都市、中核市 (3) 民間法人(委託)

【補助率】

- (1) ①国16/25、都道府県等4/25、事業者1/5
- (1) ②国1/2、都道府県等1/2
- (2) 国9/10、都道府県等1/10

4 スキーム等



1 事業の目的

令和9年度概算要求額 **13億円** (-) ()内は前年度当初予算額 令和7年度補正予算: 6.0億円 うち投資枠 13億円

- ・障害福祉現場の職員の介護業務の負担軽減、労働環境の改善、業務効率化を推進し、直接処遇業務の充実を図ることで障害福祉サービス等の質を向上させることが重要。
- ・また、「新しい資本主義実行計画2025」では、障害福祉分野も生産性向上の必要が大きい分野として「省力化投資促進プラン」の策定対象とされており、省力化投資の具体策として、「ICT活用等により業務量の縮減を行う事業所の比率を2029年に90%以上を目指す。」ことが目標とされている。
- ・こうした状況から、障害福祉サービス事業者等が、職員の業務負担軽減や職場環境の改善を目的として、「介護テクノロジーの導入」や「第三者を活用した業務の課題分析等」の実施に要する経費を補助することにより、生産性向上による働きやすい職場環境の実現を推進する。

2 補助対象等

【介護ロボット】

日常生活支援における、移乗介護、移動支援、排泄支援、見守り・コミュニケーション、入浴支援、機能訓練支援、食事・栄養管理支援のいずれかの場面において利用する介護ロボット

【ICT】

①情報端末（タブレット端末など）、②ソフトウェア（開発の際の開発基盤のみは対象外）、③AIカメラ等（防犯、虐待防止、事故防止など、利用者の安心安全のために活用するカメラ）、④通信環境機器等（Wi-Fiルーターなど）、⑤保守経費等（クラウドサービスなど）

【介護テクノロジーのパッケージ型導入支援】

- ・介護ロボット・ICT等の導入やその連携に係る費用
- ・見守りセンサーの導入に伴う通信環境整備に係る費用（Wi-Fi環境の整備、インカムの導入、見守りセンサー等から得られた情報をサービス提供記録にシステム連動させる情報連携のネットワーク構築経費等）

【第三者を活用した業務の課題分析等】（新規）

施設・事業所が、職場環境の改善や生産性の向上等を図るに当たり、第三者（外部の支援機関等）の見識を活用し、業務の進め方や役割分担の見直し、情報共有の工夫等の業務改善の支援を受けるために要する費用

<補助要件>

- ・第三者による業務改善支援（上記の「第三者を活用した業務の課題分析等」、都道府県ワンストップ窓口の活用等）を併用していること
- ・都道府県等が開催するICT導入に関する研修会に参加すること（ICTのみ） など

4 事業スキーム・実施主体

実施主体：都道府県、指定都市、中核市



3 補助額等

【補助率】

1. 施設等に対する導入支援：国・都道府県等4/5（うち国4/5）、事業者1/5（拡充）
2. 都道府県等による導入促進（体験会・研修会）：国1/2 都道府県、指定都市、中核市1/2

【介護ロボット】

対象事業所等	補助額
障害者支援施設	1施設あたり 上限210万円
グループホーム	1事業所あたり上限150万円
その他事業所（居宅介護、重度訪問介護、生活介護 等）	1事業所あたり上限120万円

※ 見守り・コミュニケーションの通信環境等の整備費用：上限750万円

【ICT】

対象事業所等	補助額
障害福祉サービス事業所、障害者支援施設、一般・特定相談支援事業所	1事業所あたり上限100万円

【介護テクノロジーのパッケージ型導入支援】

対象事業所等	補助額
障害福祉サービス事業所、障害者支援施設、一般・特定相談支援事業所	1事業所あたり上限 1,000万円

【第三者を活用した業務の課題分析等】

対象事業所等	補助額
障害者支援施設、グループホーム、その他事業所（居宅介護、重度訪問介護、生活介護 等）	1事業所あたり上限 48万円

障害福祉分野における人材確保・生産性向上 サポート促進事業（都道府県等支援分）

令和9年度概算要求額 **7.0**億円（－）（）内は前年度当初予算額 令和7年度補正予算額5.6億円

うち投資枠 7.0億円

1 事業の目的

- 障害福祉分野において、人材確保・生産性向上は喫緊の課題であり、「骨太の方針2025」では、処遇改善や業務負担軽減、生産性向上・省力化の実現等が盛り込まれ、「新しい資本主義実行計画2025」においても、「省力化投資促進プラン」の策定対象とされ、生産性向上の目標（※）を設定するとともに、2029年度までの5年間で集中取組期間とされている。
（※）ICT活用等により、業務量の縮減を行う事業所の増加（R8:50%、R11:90%以上）、「都道府県ワンストップ窓口設置数の増加」（R8:10以上、R11:全都道府県）等
- また、第221回特別国会において成立した改正社福法等では、生産性向上、経営改善支援等の取組の促進を国及び都道府県の責務とし、関係者の連携を図る関係協議会を設置することの義務化や、第8期基本指針では、人材確保や生産性向上に関するワンストップ窓口の設置、生産性向上等に向けた関係者の連携を図る協議会の設置を新たに成果目標へ位置付けたことを踏まえて、業種の特徴を踏まえたきめ細やかな対応や支援策の拡充、全国的なサポート体制の整備を加速化する必要がある。
- このため、人材確保や生産性向上等について、都道府県レベルでの総合的な支援体制の整備を促し、各事業所における処遇改善加算の取得やICT活用等による業務効率化等を進める。

2 事業の概要

都道府県等が、事業所支援等を行うためのサポートセンター（「省力化投資促進プランー障害福祉ー」に基づく「都道府県ワンストップ窓口」のことを指す。以下同じ。）の設置等により、次の事業を行う場合に必要な事務費等を補助し、障害福祉サービス等事業所や市町村に対するワンストップ型の支援体制の確保を図る（令和11年度までに全都道府県におけるサポートセンターの設置を目指す）。

（1）人材確保支援

- 処遇改善加算等の取得促進のための事業所への助言等（研修や戸別訪問等による処遇改善等のキャリアアップや職場環境の改善支援、報酬請求の実務的な助言）
- 人材確保対策（障害福祉分野のしごとの魅力の発信、研修等による事業所等の人材育成など）

（2）生産性向上支援

- 生産性向上に向けたICT活用等による業務改善
- 地域における障害福祉現場の生産性向上に関する協議会の設置・開催

（3）経営改善支援等

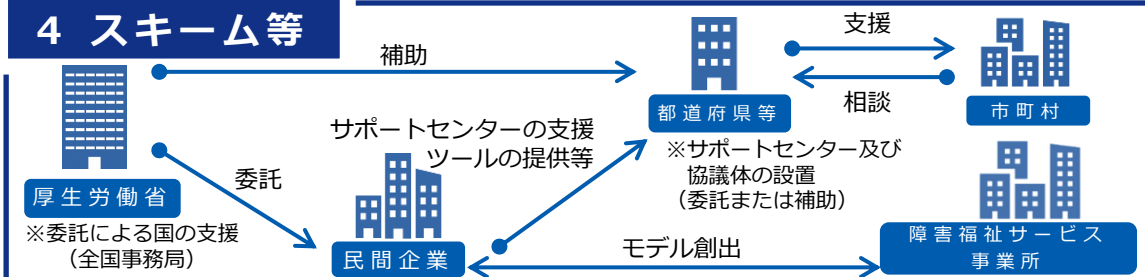
- 障害福祉サービス等事業所の情報公表や財務状況の見える化促進のための体制の確保
- 制度改正等に係る周知・広報・助言等（特に、法改正や報酬改定、各種加算のきめ細かな周知、ハラスメント対策の周知など）

3 実施主体等

- ◆ 実施主体：都道府県、指定都市、中核市
- ◆ 補助率：9/10

※ 別途、障害福祉サービス事業所等自治体サポート事業（国）として、国が自治体等に対して支援する委託費（5.6億円）も要求。

4 スキーム等



令和9年度概算要求額 5.6億円 (－) ()内は前年度当初予算額 令和7年度補正予算額3.3億円

1 事業の目的

うち投資枠 5.6億円

- 障害福祉分野において、人材確保・生産性向上は喫緊の課題であり、「骨太の方針2025」では、処遇改善や業務負担軽減、生産性向上・省力化の実現等が盛り込まれ、「新しい資本主義実行計画2025」においても、「省力化投資促進プラン」の策定対象とされ、生産性向上の目標（※）を設定するとともに、2029年度までの5年間が集中取組期間とされている。

(※) ICT活用等により、業務量の縮減を行う事業所の増加」(R8:50%、R11:90%以上)、「都道府県ワンストップ窓口設置数の増加」(R8:10以上、R11:全都道府県)等

- また、第221回特別国会において成立した改正社福法等では、生産性向上、経営改善支援等の取組の促進を国及び都道府県の責務とし、関係者の連携を図る関係協議会を設置することの義務化や、第8期基本指針では、人材確保や生産性向上に関するワンストップ窓口の設置、生産性向上等に向けた関係者の連携を図る協議会の設置を新たに成果目標へ位置付けたことを踏まえて、人材確保や生産性向上等についての都道府県レベルでの総合的な支援体制の整備を促すとともに、全国レベルでの支援を加速化し、生産性向上に係る効果的な取組・手法の全国展開を進める必要がある。

2 事業の概要

(1) 都道府県等のサポートセンターへの支援

都道府県等のサポートセンター（「省力化投資促進プラン―障害福祉―」に基づく「都道府県ワンストップ窓口」のことを指す。以下同じ。）が効率的・効果的な事業所支援等を行えるよう、国において、人材確保や生産性向上に関する助言や情報提供等を行う。

（２）全国的な人材確保対策への支援

障害福祉分野の仕事の魅力発信や、デジタル中核人材（仮称）の養成に向けた調査・研修会の開催等を実施する。

（３）生産性向上ガイドラインの改定

令和8年度に策定予定の「生産性向上ガイドライン」について、現場での取組実態等も踏まえた改定を検討する。

(4) 生産性向上に関する広報

生産性向上の取組普及・定着に向けた各種広報を実施する。

(5) 障害福祉分野における生産性向上関係協議会及びサポートセンターに係るモデル事業

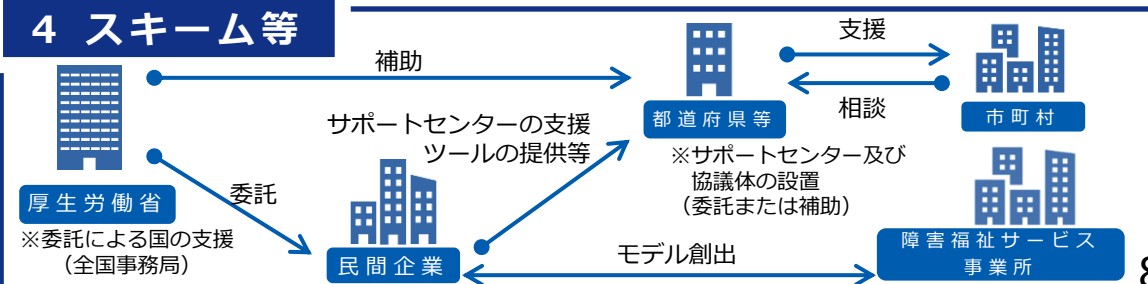
生産性向上や人材確保、経営改善支援等の取組を促進し、関係者の連携を図るための協議会やサポートセンターの運営に関するモデル事業を実施する。

3 实施主体等

- ◆ 実施主体：国（民間法人へ委託予定）
- ◆ 補助率：定額

※ 別途、障害福祉サービス事業所等サポート促進事業（都道府県等）として、都道府県等が自治体等に対して支援する補助金（7.0億円）も要求。

4 スキーム等



(3) 地域の特性や利用者の状況に応じた地域生活の支援

令和9年度概算要求額 625億円（505億円）（）内は前年度当初予算額

〔○地域生活支援事業 548億円（446億円）
○地域生活支援促進事業 77億円（59億円）〕

注）地域共生社会の実現に向けた重層的支援体制整備事業※の対応分を含む。
※ 障害分は基幹相談支援センター機能強化事業等分、地域活動支援センター機能強化事業分。いずれも基本事業の交付税措置分を除く。

1 事業の目的

地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な形態による事業や政策的な課題に対応する事業を計画的に実施し、もって障害者等の福祉の増進を図るとともに、障害の有無に関わらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与する。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

○ 地域生活支援事業

（障害者総合支援法第77条・第77条の2・第78条）※統合補助金

事業の実施主体である市町村等が、地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に実施することにより、効果的・効率的な事業実施が可能である事業

【補助率】

- ① 市町村事業： 国 1 / 2 以内、都道府県 1 / 4 以内で補助
- ② 都道府県事業： 国 1 / 2 以内で補助

【主な事業】

- ①市町村事業：移動支援事業、日常生活用具給付等事業、意思疎通支援事業、相談支援事業、地域活動支援センター機能強化事業、日中一時支援
- ②都道府県事業：発達障害者支援センター運営事業、専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業・派遣事業、福祉ホーム

【R9年度概算要求における主な拡充内容】

R9 要求における主な拡充内容

■ 地域生活支援事業

意思疎通支援等の推進

■ 地域生活支援促進事業

- ① 発達障害者支援体制整備事業
- ② 障害者就業・生活支援センター事業
- ③ 強度行動障害支援者養成研修事業（基礎研修、実践研修）
- ④ 成年後見制度普及啓発事業

- ⑤ アルコール関連問題・薬物依存症・ギャンブル等依存症・ゲーム障害に
取り組む民間団体支援事業
- ⑥ 発達障害診断待機解消事業
- ⑦ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業

- ⑧ 重度訪問介護利用者の大学修学支援事業
- ⑨ 雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業
- ⑩ 高次脳機能障害者支援体制構築促進事業
- ⑪ 障害者就労支援施設の運営適正化事業

○ 地域生活支援促進事業（平成29年度創設）

発達障害者支援、障害者虐待防止対策、障害者就労支援、障害者の芸術文化活動の促進等、国として促進すべき事業（特別枠に位置づけ、5割又は定額の補助を確保し、質の高い事業実施を図る。）

【補助率】

国 1 / 2 又は定額（10 / 10 相当）

【主な事業】

発達障害者支援体制整備事業、障害者虐待防止対策支援事業、障害者就業・生活支援センター事業 等

＜事業実績＞

1,726市町村、47都道府県（令和6年度実績）

(4) 障害福祉サービス事業所等の整備及び 防災・減災対策の推進

令和9年度概算要求額 **83億円** + 事項要求 (国土強靱化分) (40億円) ()内は前年度当初予算額 令和7年度補正予算額 101億円

うち投資枠 39億円

R9概算要求額：8,250百万円

(R8当初予算額：4,006百万円)

1 事業の目的

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」、「生活保護法」等の規定に基づく施設等の整備に要する費用の一部を補助することにより、入所者等の福祉の向上を図ることを目的としている。

2 事業の概要

障害者の社会参加支援及び地域移行をさらに推進するため、地域以降の受け皿として、グループホーム等の整備を促進する。

また、障害者支援施設等の安全・安心を確保するため、「第1次国土強靱化実施中期計画」に基づき、耐震化対策、ブロック塀等対策、水害対策強化対策及び非常用自家発電設備対策を推進する。

令和8年度当初予算においては、都道府県等からの協議があった施設の7割程度の採択にとどまり、予算増額がなければ、都道府県等の整備計画に支障を来すため、増額要求を行うもの

また、物価上昇に伴う建築費の高騰等に対応するための補助基準単価の引上げに要する費用を要求する。



3 実施主体等

実施主体：社会福祉法人等

補助率：1/2 [間接補助]

(負担割合：国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/4、設置者1/4)

対象施設：ア 障害者総合支援法関連
障害者支援施設、障害福祉サービス事業所（生活介護、就労継続支援）、居宅介護事業所（居宅介護、行動支援）、短期入所施設、共同生活援助事業所（グループホーム）等

イ 生活保護法等関連
救護施設、更生施設、授産施設、宿泊提供施設 等

ウ 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律関連
女性自立支援施設 等

社会福祉施設等施設整備費補助金[障害者支援施設等の災害対応拠点機能強化分] (内線3035)

令和9年度概算要求額 105億円 (－) ()内は前年度当初予算額
うち投資枠 105億円

1 事業の目的

令和6年能登半島地震を踏まえた、災害対策基本法等の改正により、災害時の福祉支援体制の充実を図る必要性や平時からの災害福祉支援の体制整備が進む中、災害時における要配慮者の受入れや福祉支援の提供などの災害対応の拠点機能の充実のための整備を促進するための支援を行う。

2 事業の概要

災害対応の拠点となり得る障害者支援施設等について、老朽化した施設等に対する改修・大規模修繕及び改築の整備を促進し、災害対応拠点機能の充実を図る。



3 実施主体等

実施主体：社会福祉法人等

補助率：1／2〔間接補助〕（負担割合：国1／2、都道府県・指定都市・中核市1／4、設置者1／4）

対象施設： 次の要件に該当する障害者支援施設、生活介護、共同生活援助、就労系サービス事業所等
・福祉避難所としての指定を受けている又は協定を結んでいること。
（都道府県、市町村が災害対応拠点として関係する計画等に位置づけているものを含む。）

対象事業： 障害者支援施設等の災害対応拠点機能の向上に資すると認められる改修等（改築・大規模修繕など）

(5) 障害者等への良質かつ適切な医療の提供

自立支援医療制度の概要

令和8年度予算額
2,711億円

令和9年度概算要求額
2,834億円

根拠法及び概要

根 拠 法 : 障害者総合支援法

概 要 : 障害者(児)が自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な心身の障害の状態を軽減するための医療(保険診療に限る。)について、当該医療費の自己負担額を軽減するための公費負担医療制度

※ 所得に応じ1月あたりの自己負担上限額を設定(月額総医療費の1割がこれに満たない場合は1割)

※ 保険優先のため、通常、医療保険の自己負担分(3割)と上記の自己負担上限額の差額分を自立支援医療費により支給

実 施 主 体 : 【更生医療・育成医療】市町村 【精神通院医療】都道府県・指定都市

負 担 割 合 : 【更生医療・育成医療】国 1/2, 都道府県1/4, 市町村1/4 【精神通院医療】国1/2, 都道府県・指定都市1/2

支給決定件数 : 【更生医療】294,191件 【育成医療】10,884件 【精神通院医療】2,666,159件 ※令和6年度

対 象 者

更 生 医 療 : 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者で、その障害の状態を軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる者(18歳以上)

育 成 医 療 : 児童福祉法第4条第2項に規定する障害児のうち、障害に係る医療を行わないときは将来において身体障害者福祉法別表に掲げる障害と同程度の障害を残すと認められ、手術等により確実な治療の効果が期待できる者(18歳未満)

精神通院医療 : 精神保健福祉法第5条に規定する精神疾患(てんかんを含む。)を有する者で、通院による精神医療を継続的に要する者

対象となる医療の例

(更生医療・育成医療)

肢体不自由 … 関節拘縮 → 人工関節置換術

視 覚 障 害 … 白内障 → 水晶体摘出術

聴 覚 障 害 … 高度難聴 → 人工内耳埋込術

内 臓 障 害 … 心臓機能障害 → ペースメーカー埋込手術

腎臓機能障害 → 腎移植、人工透析

肝臓機能障害 → 肝移植

<先天性内臓障害> 鎖肛 → 人工肛門の造設 ※ 育成医療のみ

(精神通院医療)

精神科専門療法
訪問看護

令和9年度概算要求額 98億円 (97億円) ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

療養介護を利用している障害者に対し、医療に要した費用について、療養介護医療費を支給する。

2 事業の概要

療養介護（※）を利用している障害者に対し、医療に要した費用について、療養介護医療費を支給する。

※ 医療を要する障害者であって常時介護を要するものとして、病院その他の施設において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話の供与を行うサービス

3 実施主体等

実施主体：市町村

負担割合：国 1 / 2、都道府県 1 / 4、市町村 1 / 4

(6)特別児童扶養手当、特別障害者手当等

特別児童扶養手当、特別障害者手当等

令和9年度概算要求額 2, 246億円（2, 197億円） ()内は前年度当初予算額

事業の目的

精神又は身体に障害を有する児童等に対して手当を支給することにより、当該者の福祉の増進等を図る。

支給要件等

	①特別児童扶養手当	②特別障害者手当	③障害児福祉手当	④経過的福祉手当
支給要件	20歳未満で精神または身体に障害がある児童を家庭で監護、養育している父母等	精神または身体に著しく重度の障害があるため、日常生活で常時特別の介護が必要な状態にある在宅の20歳以上の人	精神または身体に重度の障害があるため、日常生活で常時の介護が必要な状態にある在宅の20歳未満の人	昭和61年3月31日現在において20歳以上であり、現に従来の福祉手当の受給者であった者のうち、特別障害者手当の支給要件に該当せず、かつ障害基礎年金も支給されない人
給付月額 (9年度見込額)	1級 59,750円 2級 39,790円	31,130円	16,930円	
所得制限	次の対象者のいずれかの前年の所得が一定の額以上のときは、手当は支給されません。 ・受給資格者(①:障害児の父母等、②:特別障害者、③:重度障害児、④:重度障害者) ・受給資格者の配偶者 ・受給資格者と生計を同じくする扶養義務者			
要求額内訳	175,085,228千円 (171,622,090千円)	39,483,199千円 (38,232,914千円)	9,828,775千円 (9,631,413千円)	184,796千円 (205,079千円)
負担率	国10/10	国3/4、都道府県、市及び福祉事務所設置町村1/4		
認定事務	都道府県・指定都市 (申請窓口は市町村)	都道府県、市及び福祉事務所設置町村		

- (7) 障害者の地域生活の支援体制の充実
- ① 基幹相談支援センターICT推進事業

令和9年度概算要求額 2.4億円 (一億円) () 内は前年度当初予算額

1 事業の目的

基幹相談支援センターの業務の効率化のためにオンライン会議、資料共有、相談記録の電子化などICTの導入を進めることにより、業務負担の軽減につなげ、セルフプランで支給決定されている利用者の支援の検討・検証や専門的助言に充てる時間を確保する。業務負担の軽減や効率化を図ることにより、セルフプランの適正化だけでなく、相談支援体制の充実・強化につなげる。

2 事業の概要

障害福祉分野の基幹相談支援センターでは、利用者との面談や関係者との会議、事業所向け勉強会等の業務が多いことから、オンライン会議の推進、相談記録のデジタル化、資料共有の電子化などICTの導入のための補助を行うことにより、業務効率化に資する取組を支援する。

【具体的な事業内容】

- 各種記録の作成やオンライン相談等のためのタブレット端末等の備品購入やオンライン化のためのWi-Fi環境整備
- センター職員がテレワークを実施するために必要なシステムやセキュリティソフトウェア等、リモートアクセスツール等の導入
- センターにおける各種事務作業の負担軽減に資するシステム構築、ソフトウェアの導入又は備品購入 等



3 実施主体等

- ◆ 実施主体：基幹相談支援センター設置市区町村
- ◆ 補助率：国 1 / 2、市区町村 1 / 4、事業者 1 / 4
- ◆ 補助額：1センター当たり上限100万円

4 スキーム



(7)障害者の地域生活の支援体制の充実
② のぞまないセルフプラン解消総合支援事業

令和9年度概算要求額 61,793千円 (一千円) ()内は前年度当初予算額

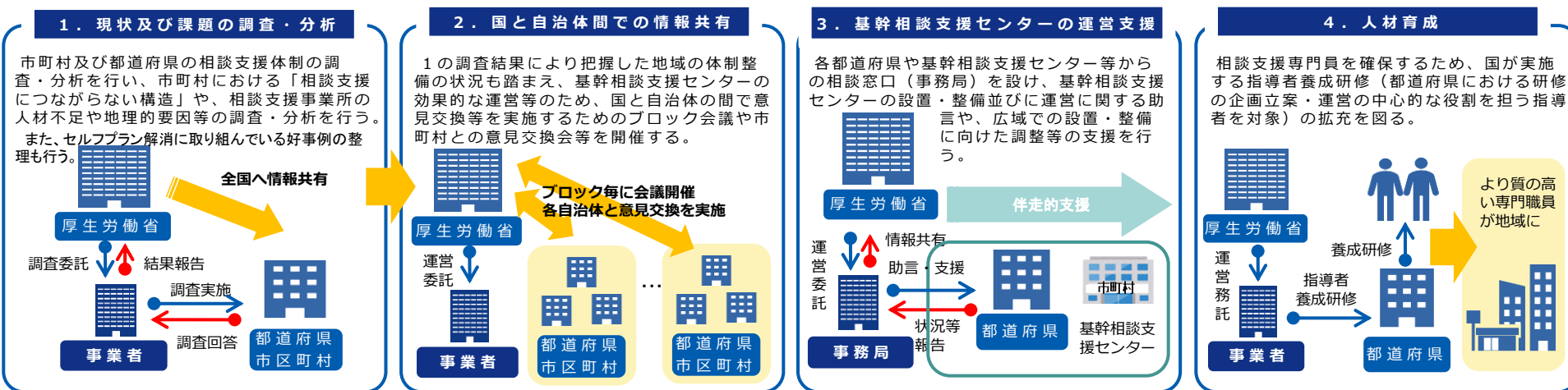
1 事業の目的

第8期障害福祉計画及び第4期障害児福祉計画の基本指針において、のぞまないセルフプランの解消に向けた相談支援体制を確保することが明記されたことを踏まえ、都道府県及び市町村においてセルフプランに関する分析等を行いながら、相談支援専門員の計画的な養成等を通じて、のぞまないセルフプランの解消に向けた相談支援体制を確保する

2 事業の概要・スキーム

○国は、以下の取組を実施する。

- (1) のぞまないセルフプランの現状及び課題についての詳細な調査分析、のぞまないセルフプランの解消に取り組んでいる好事例の整理
- (2) (1)の調査結果も踏まえ、セルフプランの利用者支援の検討・検証も行う基幹相談支援センターの効果的な運営や設置促進、セルフプラン解消等のために、国と自治体間での意見交換や情報共有のためのブロック会議の開催
- (3) 基幹相談支援センター未設置の市町村からの相談に応じ、設置に向けた助言・指導等の実施
- (4) のぞまないセルフプラン解消に向けた人材育成



※ 令和11年度まで3年間の時限的な実施を想定

3 実施主体等

◆ 実施主体：国（民間事業者への委託可）

(8) 障害者虐待防止、権利擁護などに関する総合的な施策の推進

① 障害者虐待防止の推進

○ 障害者虐待防止対策支援事業（地域生活支援促進事業）

令和9年度概算要求額：6.1億円
（令和8年度予算：6.1億円）

1. 事業目的

障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うため、地域における関係機関等の協力体制の整備や支援体制の強化を図る。

2. 事業内容

以下のような取組について、地域の実情に応じて都道府県・市町村の判断により実施する。

① 虐待時の対応のための体制整備

例：専門職員の確保、社会福祉士と弁護士による虐待対応専門職チームの活用の促進（専門性の強化）、虐待を受けた障害者の居宅訪問等、死亡等の重篤事案についての検証

② 連携協力体制の整備

例：地域における関係機関等の協力体制の整備・充実

③ 障害者虐待防止・権利擁護に関する研修の実施

例：障害福祉サービス事業所等の従事者や管理者、相談窓口職員に対する障害者虐待防止に関する研修の実施
※学校、保育所等、医療機関、放課後児童クラブ等の関係者に対する研修も実施可能

④ 普及啓発

例：障害者虐待防止法における障害者虐待の通報義務等の広報その他の啓発活動の実施

3. 実施主体 都道府県及び市町村

4. 補助率 市町村実施事業：補助割合 国1／2、都道府県1／4 都道府県実施事業：補助割合 国1／2

- (8) 障害者虐待防止、権利擁護などに関する総合的な施策の推進
 - ② 障害者虐待防止・権利擁護に関する人材養成の推進

令和9年度概算要求額 20,947千円 (11,794千円) ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 近年、「相談・通報件数」、「虐待判断件数」、「被虐待者数」がいずれも増加しており、障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うため、地域における関係機関等の協力体制の整備や虐待発生要因及び早期発見・再発防止の分析の強化が急務。
 - また、社会保障審議会障害者部会において、共生社会に関する理念等の伝達について、障害者虐待防止・権利擁護研修において一層充実させることや、障害者虐待対応状況調査における分析の強化等について指摘されているところ。
 - さらに、令和6年度から、国から都道府県研修の標準的な研修カリキュラムを提示しているところ、それに対応できる人材を養成するため、国において毎年実施している指導者養成研修（障害者虐待防止・権利擁護研修）の増員を求める声があがっている。
 - こうした状況を踏まえ、以下の事業をそれぞれ拡充し、必要な予算を要求する。
 - ① 障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修事業（障害者の虐待防止や権利擁護に関して各都道府県で指導的役割を担う者を養成するための研修）
 - ・ 都道府県研修を拡充するためには、都道府県で講師等を担当する人材の養成が不可欠である。現状、各都道府県から原則4名の参加となっており、特に参加枠の増加の要望を受けている大規模都道府県の参加枠を確保するため、受講者数の拡充に必要となる研修会場の見直しや追加的な講師の確保を行う。
 - ② 虐待事案の未然防止のための調査研究等事業（「障害者虐待対応状況調査」（自治体向け調査）等の実施及びその結果の分析）
 - ・ 虐待発生要因や早期発見・再発防止策の分析のため、毎年自治体向けに実施している調査項目について、これまで実施してきたGH・入所の深掘り調査の結果を踏まえて必要な見直しを行い、分析の強化及びより具体的な対策の立案につなげる。また、重篤事案の検証対象を拡大し、ヒアリング対象も広げ（※）、対応のポイントと留意点を分かりやすく整理し、周知することで、自治体の虐待対応の一層の充実を図る。
- （※）これまで死亡事案のみを重篤事案として扱っていたところ、今後は、心理的虐待、経済的虐待、性的虐待などのケースも重篤事案に含めることを想定。（これらは死亡には至らないものの、心身に重大な被害を及ぼす場合がある）。

2 事業の概要・スキーム

- （1）障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修
 - 【拡充】障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修（独自研修）の見直し、受講定員の拡充。 ※ 受講定員は、現行170名程度→300名程度を想定。
- （2）虐待事案の未然防止のための調査研究・事例分析を行う事業
 - 【拡充】重篤事案の検証対象の拡充、対応ポイントと留意点の整理及び周知等。

3 実施主体等

実施主体：国（民間法人へ委託予定）

4 積算

- ・ 障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修 10,901千円（前年度当初予算額3,434千円）
- ・ 虐待事案の未然防止のための調査研究・事例分析 10,046千円（前年度当初予算額8,360千円）

- (8) 障害者虐待防止、権利擁護などに関する総合的な施策の推進
- ③ 成年後見制度の利用促進のための体制整備

障害者に対する成年後見制度関係予算事業について

令和9年度概算要求額
地域生活支援事業費等補助金625億円の内数

1 成年後見制度利用支援事業（本体事業）

・事業内容

成年後見制度の利用に要する費用のうち、成年後見制度の申し立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬等の全部又は一部を補助する。

・実施主体 市町村

2 成年後見制度法人後見支援・養成研修事業（本体事業）

・事業内容

①法人後見養成のための研修

②法人後見の活動を安定的に実施するための組織体制の構築

③法人後見の適正な活動のための支援

④その他、法人後見を行う事業所の立ち上げ支援など、法人後見の活動の推進に関する事業

・実施主体 ①都道府県（任意事業）、市町村（必須事業）

②～④市町村（必須事業）

※都道府県は令和5年度から実施。

3 成年後見制度普及啓発事業（促進事業）

拡充

・事業内容 成年後見制度の利用を促進するための普及啓発を行う。

・実施主体 都道府県、市町村

令和9年度概算要求額 87,338千円（36,369千円）（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

成年後見制度の見直しを盛り込んだ民法改正に伴い、本人や家族、支援者、関係団体など幅広い関係者に影響を及ぼすため、改正内容を正確に理解してもらうことが不可欠である。

このため、成年後見制度の利用を促進することにより、障害者の権利擁護を図ることを目的とする「成年後見制度普及啓発事業」の充実を図る。

2 事業の概要・スキーム

事業内容

成年後見制度の利用促進のため、以下の事業を通じて普及啓発を行う。

- 研修会等の開催
- パンフレット・ポスター等の作成
- 障害者の「親亡き後」等への備えのために、障害者の親族等が支援者に伝達するために作成する本人の成長・生活に関わる情報等の記録を活用する方法の啓発
- その他成年後見制度普及啓発に資する事業

事業創設年度

平成24年度

（平成29年度からは「地域生活支援促進事業」に位置付け。）

3 実施主体

- ◆ 実施主体：都道府県（補助率：国1／2）、市町村（補助率：国1／2）

(9) 重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援

令和9年度概算要求額 50億円 (14億円) ()内は前年度当初予算額

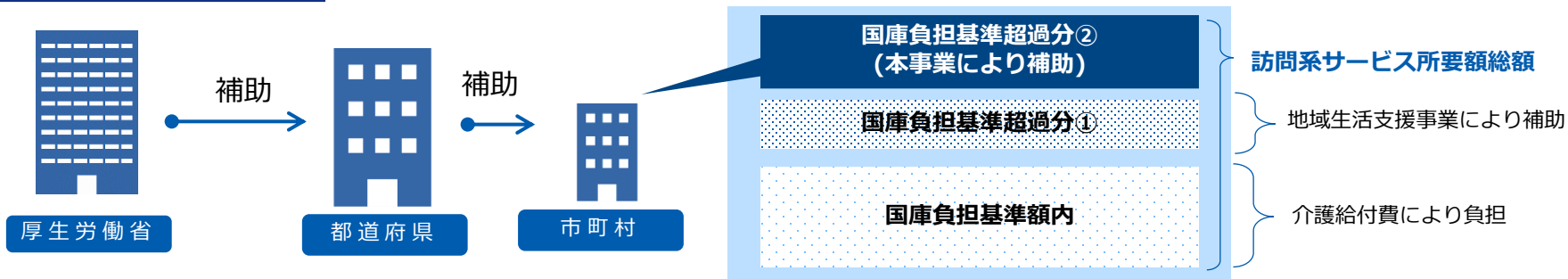
1 事業の目的

重度訪問介護等の訪問系サービスの利用において、国庫負担基準を超えている市町村のうち、都道府県地域生活支援事業「重度障害者に係る市町村特別支援」の対象外の市町村及び当該事業の対象となるが当該事業を適用してもなお超過額のある市町村を対象に一定の財政支援を行うことにより、重度障害者の地域生活を支援する。

2 事業の概要

「重度障害者に係る市町村特別支援」の対象外の市町村及び当該事業の対象となるが当該事業を適用してもなお超過額のある市町村を対象に、国庫負担基準を超過した訪問系サービス報酬分について補助を行う。

3 事業のスキーム



4 実施主体等

- ◆ 実施主体：都道府県
- ◆ 補助率：国 1 / 2、都道府県 1 / 4、市町村 1 / 4

(10) 重度訪問介護利用者の大学等の修学支援

令和9年度概算要求額 1.3億円（89百万円）（）内は前年度当初予算額

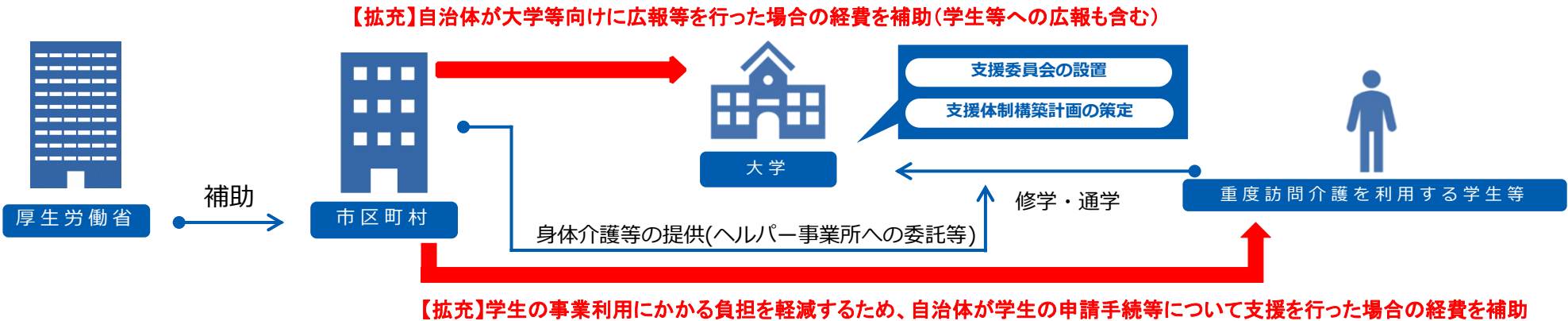
1 事業の目的

- ・ 常時介護を要する重度障害者の大学修学に際しては、大学の責任において必要な支援を提供することが必要となる。
- ・ 一方で、必要な支援が多岐にわたり、大学等において支援体制を速やかに整えることが困難な場合がある。
- ・ このため、大学等が重度障害者に対する支援体制構築計画の策定等を行い、支援体制を構築するまでの間において、重度訪問介護利用者に必要な身体介護等を提供する。

2 事業の概要

- 以下の要件を満たす大学等に修学する重度訪問介護利用学生に対し、学内及び通学中における身体介護等の支援を提供する。また、事業実施自治体において、重度訪問介護利用学生等に対しHPやリーフレット等により周知・広報等を行う。【拡充】
- ・ 障害のある学生の支援について協議・検討や意思決定等を行う委員会及び障害のある学生の支援業務を行う部署・相談窓口の設置
 - ・ 大学等における重度の障害者に対する支援体制の構築に向けた計画の作成及び計画に基づく着実な支援の実施

3 事業のスキーム



4 実施主体等

- ◆実施主体：市区町村
- ◆補助率：国1／2、都道府県1／4、市区町村1／4

(11) 障害者施策に関する調査・研究の推進

令和9年度概算要求額 **3.0**億円(2.4億円) ()内は前年度当初予算額

事業の目的

障害者総合福祉推進事業は、障害者総合支援法等を踏まえ、障害保健福祉施策全般にわたり引き続き解決すべき課題や新たに生じた課題について、エビデンスに基づいた施策の推進に資するよう、現地調査等による実態把握や試行的取組等を通じた提言を得ることを目的とする事業に対して所要の助成を行う事業。なお、令和9年度においては、障害福祉サービス給付費の増大等の課題を踏まえ、財政面も含めた制度の持続可能性の確保に資する調査研究について枠を確保し、重点的に取り組む。

事業の概要・スキーム

○対象事業(令和7年度事業の例)

- ・共同生活援助における重度障害者への生活支援に係る調査研究
- ・障害者への意思決定支援・権利擁護のあり方に関する調査研究
- ・身体障害者補助犬使用者の災害時の対応に関する調査
- ・多機関連携による退院促進措置を推進するための研究 等

○事業の流れ

- ① 指定課題の設定
- ② 公募要項、委員協議、実施要綱の作成
- ③ 公募
- ④ 財務会計審査・評価検討委員会の開催、採択
- ⑤ 実施主体に対する事業説明会
- ⑥ 交付決定
- ⑦ 実施主体からの実績報告書の提出、事後評価
- ⑧ 実績報告の確定

実施主体等

1 実施主体:

都道府県、市町村(特別区、一部事務組合、広域連合を含む)、社会福祉法人、特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人
その他法人

2 創設年度: 平成22年度

3 補助率: 定額補助(10/10相当)

4 実施方法:

公募を行った上で、外部有識者で構成される評価検討会において評価を行い、適当と認められた事業について採択を行う。(1課題あたり上限20百万円)

※外部有識者等による事後評価を行う仕組みも構築。

(12) 障害者等の自立・社会参加支援の推進

① 障害者の情報アクセシビリティ・コミュニケーション支援

障害者の情報アクセシビリティ・コミュニケーション支援に係る 令和9年度予算概算要求（厚生労働省分）

情報取得等に資する機器等の開発・普及の促進等

■障害者のICT機器等の利用促進等 4.7億円（4.6億円）

- 障害者ICTサポート総合推進事業
障害者のICT機器の利用促進等に関する総合的なサービス拠点（サポートセンター等）の運営等を実施。
- 障害者等のICT機器利用支援事業
自治体が設置するICTサポートセンターの活動を支援する連携事務局の設置。

■読書バリアフリーの推進等 4.6億円（4.6億円）

- 視覚障害者等用図書情報ネットワーク「サピエ」の運営支援
- 読書バリアフリー環境整備のためのモデル事業の実施
- 視聴覚障害者情報提供施設の運営
視聴覚障害者に対する情報支援を行う点字図書館や聴覚障害者情報提供施設を運営。

■日常生活用具給付等事業 625億円の内数（505億円の内数）

障害者等の日常生活がより円滑に行われるための用具を給付又は貸与する。

意思疎通支援者の確保・養成・資質の向上等

■意思疎通支援事業等の推進 625億円の内数（505億円の内数）

- 意思疎通支援事業等
読書環境整備に向けた点訳・音訳に携わる人材養成などのほか、意思疎通に支障がある障害者等の意思疎通を支援するため、意思疎通支援従事者（手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員、失語症者向け意思疎通支援者等）の養成及び派遣等を実施。
- 意思疎通支援従事者の質の向上
意思疎通支援従事者のスキルアップ研修等を実施。
 - ・意思疎通支援従事者のスキルアップ研修
 - ・地域における若年層の意思疎通支援従事者養成研修事業

■意思疎通支援従事者の確保 2.1億円（2.1億円）

- 意思疎通支援従事者の養成研修指導者の養成
各自治体を実施する意思疎通支援従事者の養成研修を実施する指導者の養成。
- 意思疎通支援従事者の確保事業
主として若年層の人材確保を促進するため、意思疎通支援従事者の活躍や魅力、先駆的に取り組んでいる企業・団体等に関する広報・啓発活動等を実施。

(12) 障害者等の自立・社会参加支援の推進
② 芸術文化活動の支援の推進

令和9年度予算概算要求 障害者の芸術文化活動の支援の推進

1. 障害者芸術文化活動普及支援事業

令和9年度概算要求額 3.5億円（2.9億円）

地域における障害者の自立と社会参加の促進を図るため、全国に障害者の芸術文化活動に関わる支援センター等の設置を行い、支援の枠組みを整備することにより、障害者の芸術文化活動（美術、演劇、音楽等）を推進する。

- | | |
|-------------------------|--|
| (1) 都道府県レベルにおける活動支援 | (都道府県内の相談支援、人材育成、関係者のネットワークづくり等) |
| (2) ブロックレベルにおける広域支援 | (都道府県の支援センターへの支援、自治体の基本計画策定支援、ブロック研修等) |
| (3) 全国レベルにおける支援 | (全国の情報収集・発信、ネットワーク体制の構築等) |
| (4) 障害福祉施設への専門人材派遣モデル事業 | (専門人材の派遣支援による、福祉施設の支援の質の向上と地域連携の促進) |

〔実施主体・補助率〕 (1) 都道府県 1/2 (2) (3) 社会福祉法人、NPO法人等 定額(10/10相当)

2. 障害者芸術・文化祭の開催等

(1) 全国障害者芸術・文化祭開催事業

令和9年度概算要求額 0.7億円（0.7億円）

障害者の生活を豊かにするとともに、国民の障害への理解と認識を深め、障害者の自立と社会参加の促進に寄与することを目的とし、美術、音楽、演劇、舞踊など、多様な文化芸術活動で構成する全国障害者芸術・文化祭を開催する。障害の有無にかかわらず国民の参加や発表等の機会の充実を図るため、文化庁等の主催する国民文化祭と一体的に開催する。

〔実施主体・補助率〕 開催都道府県 10/10

(2) 障害者芸術・文化祭のサテライト開催事業（地域生活支援事業）

令和9年度概算要求額 625億円の内数（505億円の内数）

障害者による芸術文化活動の全国における裾野の拡大や地域における交流機会の拡充を図ることを目的とし、全国障害者芸術・文化祭と連携・連動するサテライト型の芸術・文化祭を実施する。

〔実施主体・補助率〕 都道府県（全国障害者芸術・文化祭の開催県を除く）1/2以内

(3) 芸術文化活動振興事業（地域生活支援事業）

令和9年度概算要求額 625億円の内数（505億円の内数）

障害者による芸術文化活動の振興や社会参加の促進を目的とし、障害者等の作品展、音楽会、映画祭などを開催し芸術文化活動の機会を提供するとともに、障害者等の創作意欲を助長するための環境整備等を実施する。

〔実施主体・補助率〕 都道府県、市区町村 1/2以内

令和9年度概算要求額 3.5億円（2.9億円）（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

地域における障害者の自立と社会参加の促進を図るため、全国に障害者の芸術文化活動に関わる支援センター等の設置を行い、障害者の芸術文化活動（美術、演劇、音楽等）の普及を支援する。また、特に芸術文化活動の実施に関して人材やノウハウに課題を抱える障害福祉施設へ専門人材の派遣を行うことで、福祉施設における支援の質の向上と地域連携を促進するモデル事業を実施する。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

（1）都道府県レベル（支援センター）

実施主体：都道府県（47カ所）、補助率：1／2

都道府県内における相談支援、関係者のネットワークづくり、芸術文化活動に参加する機会の確保、情報収集・発信、事業評価及び成果報告 等

（2）ブロックレベル（広域センター）

実施主体：社会福祉法人等（7カ所）、補助率：定額（10／10相当）

都道府県の支援センターに対する支援、ブロック研修の開催、ブロック内の連携の推進、地方自治体の障害者芸術計画の策定支援、事業評価及び成果報告 等

（3）全国レベル（連携事務局）

実施主体：社会福祉法人等（1カ所）、補助率：定額（10／10相当）

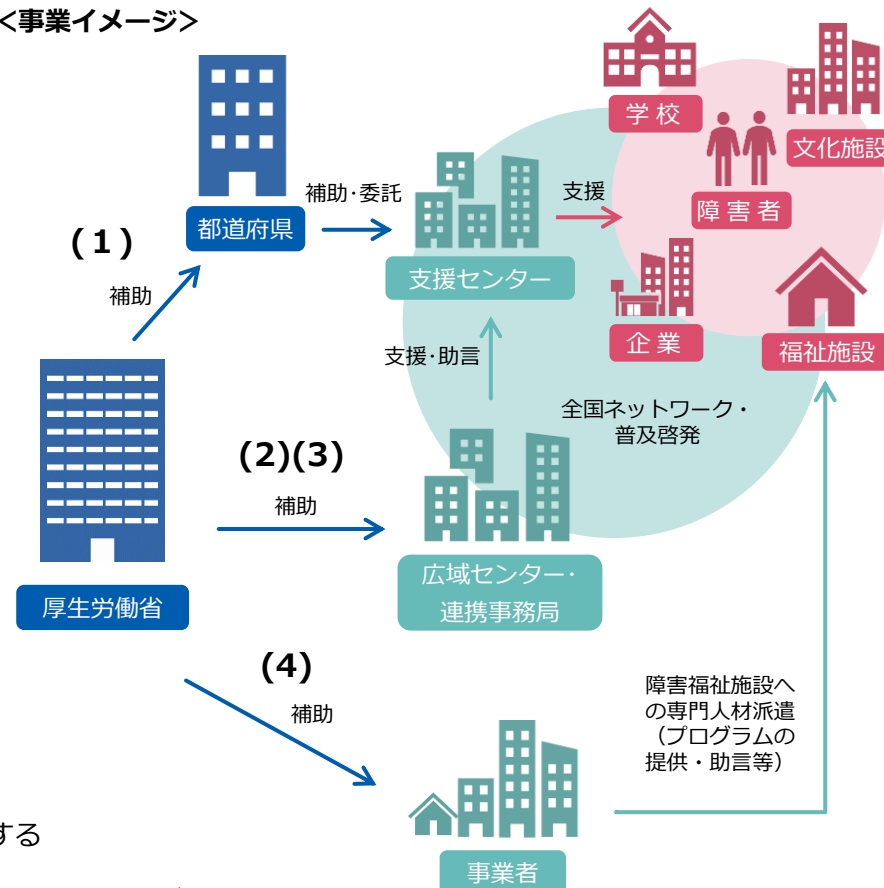
広域センター等に対する支援、連絡会議の実施、全国の情報収集・発信、全国のネットワーク体制の構築、障害者団体・芸術団体等との連携

（4）障害福祉施設への専門人材派遣モデル事業

実施主体：社会福祉法人等（10カ所程度）、補助率：定額（10／10相当）

文化芸術と障害福祉に関する専門的知見を有する人材を障害福祉施設へ派遣し、文化芸術の鑑賞、体験機会・創作活動の充実や作品の発表・発信、販売・利活用に関する継続的な支援（伴走支援）を行うことで、各施設における人材育成を図るとともに、各取組を地域へ展開し活動の広がりを促進する。また、その成果を検証し、効果的な支援手法のモデル化を図る。

<事業イメージ>



(12) 障害者等の自立・社会参加支援の推進
③ 障害者自立支援機器等の開発等の促進

令和9年度概算要求額 4.0億円（0.7億円）（）内は前年度当初予算額 令和7年度補正予算額 2.4億円

1 事業の目的

本事業は、**障害者の自立や社会参加等の促進に資する支援機器の開発及び普及促進の取組に対して補助**を行う。

支援機器の開発においては、市場が小さく個別的で多岐にわたる製品が求められることから、機器開発企業が着想段階から事業化を検討する際に支援するための人材を育成、障害者のニーズと開発者のシーズのマッチングを図ることで障害に応じた機器開発が可能となるよう支援する。

普及促進の取組においては、支援機器の特徴や使い方等の情報を整理して広く情報発信することにより、支援機器の利用促進を図るとともに、実際に支援機器を使用してその効果を実証することを通じ、より障害者に適した製品となるよう改良を図り、支援機器を利用した障害者の社会参加等を促進する。

2 事業の内容

（１）自立支援機器イノベーション人材育成事業

多様化するニーズに応じたニーズリストを作成するとともに、開発支援コーディネータ（製品化・事業化に向けた伴走支援者）等を育成し、製品化・事業化を加速させる。

（２）自立支援機器開発事業

実用的な支援機器の開発を行う企業に開発費用の一部を補助する。

（３）支援機器開発・普及連携推進事業

自立支援機器の開発を行う企業に対して、開発から普及に至る各段階で生じる様々な課題に対応するための知見を有する者とのマッチング及び伴走支援等の総合的な支援を行う。

（４）自立支援機器普及啓発促進事業

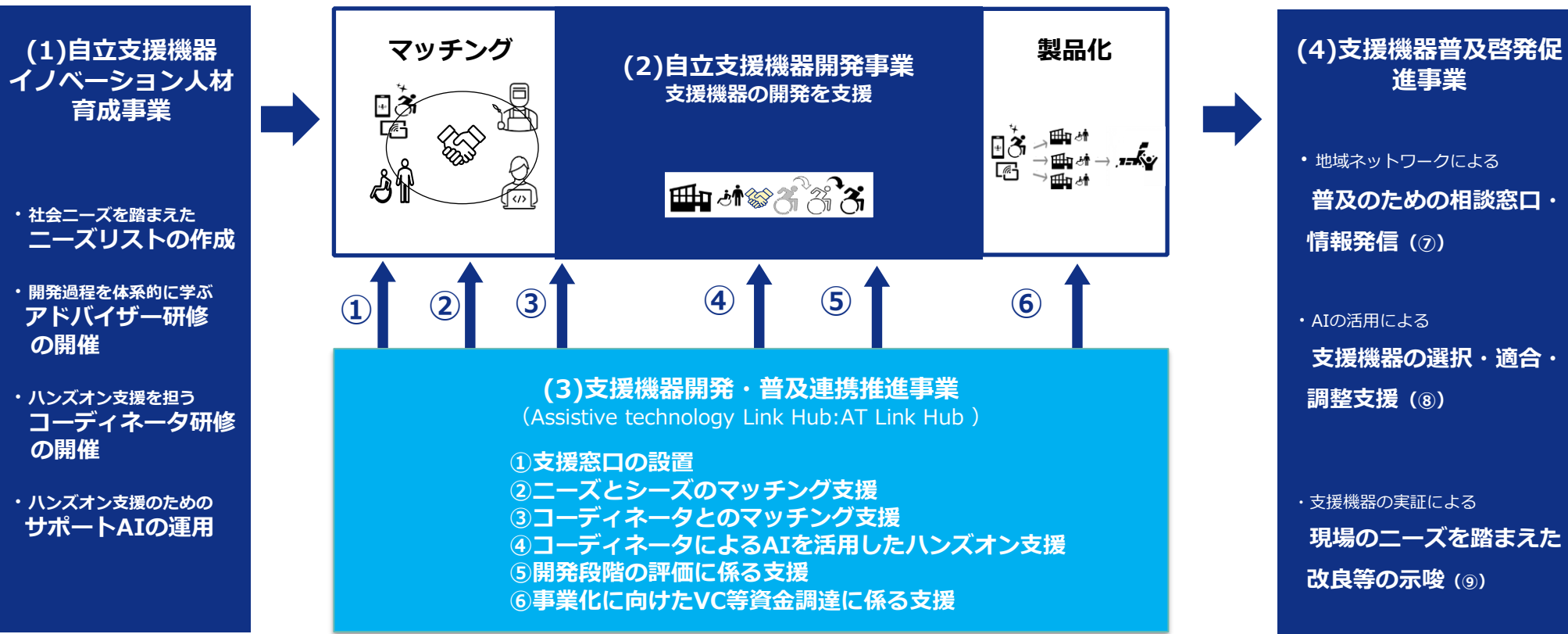
障害者等が真に必要とする製品を選択し、適切に使用できるよう機器の特徴や使い方等を普及・周知することで支援機器の普及を加速させる。

3 事業のスキーム

フェーズ1
ニーズの把握・特定、コンセプト生成

フェーズ2
試作機開発、実証実験、製品化

フェーズ3
製品の普及



4 実施主体

民間団体（公募）

5 補助率

- (1) (3) (4) : 定額（10/10相当）
(2) : 中小企業 2/3、大企業・公益法人 1/2（※製品種目特定型事業は初年度のみ10/10）

(13) 障害福祉に関するシステム基盤整備の推進

① 障害福祉関係データベースの構築

障害福祉関係データベース構築に関する事業

令和9年度概算要求額 9.7億円 (1.6億円) ()内は前年度当初予算額 令和7年度補正予算 5.9億円

うち投資枠 8.1億円

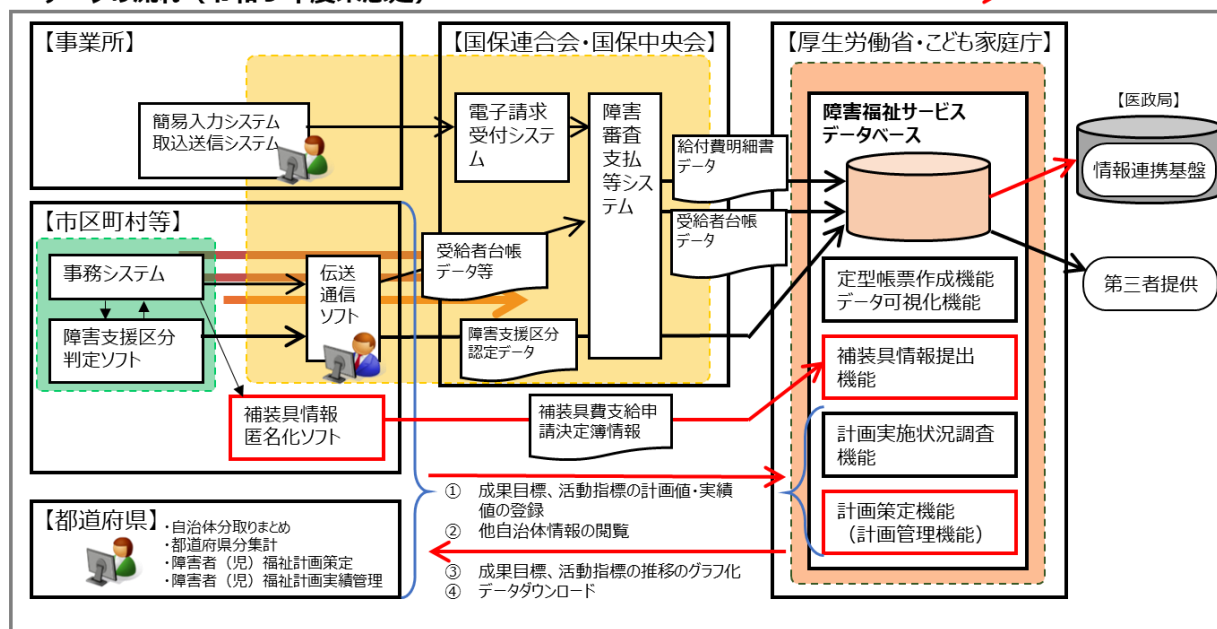
1 事業の目的

- 改正障害者総合支援法等の施行により、令和5年4月より障害福祉データベースの本格運用が開始された。障害福祉DBは、個人情報等を匿名化した上で、障害福祉サービスの利用状況と障害支援区分の認定データを登録しており、現在は障害者自立支援等実績データを定型帳票として障害福祉サービスデータベースWebサイトにおいて提供している。
- 令和9年度については、情報連携基盤との連携に向けた機能の追加や計画実施状況調査機能の更なる拡充等を予定している。

2 事業の概要・スキーム

- 国が障害福祉サービス等給付費明細書等のデータを確実に収集する。
- 相当の公益性を有する研究等を行う自治体・研究者・民間事業者等の幅広い主体に対してデータベースの情報を提供できることが必要。
将来的に医療分野・介護分野等のデータとの連結解析を予定。

■データの流れ (令和9年度末想定)



3 実施主体等

国(民間事業者へ委託)

(13)障害福祉に関するシステム基盤整備の推進
② 障害者自立支援給付審査支払等システムの改修
(自治体向け)

障害者自立支援給付審査支払等システム事業（自治体分）

令和9年度概算要求額 40億円（－）（）内は前年度当初予算額 令和7年度補正予算額 10.4億円
うち投資枠 40億円

内訳

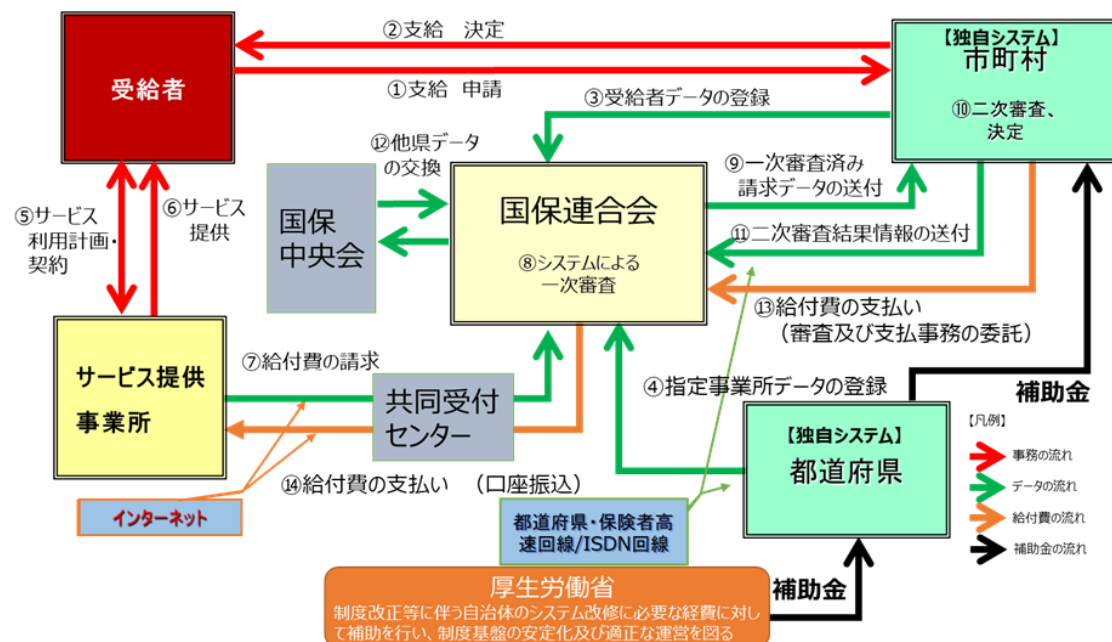
- ①令和10年度の障害福祉サービス等の制度見直しに伴う改修
- ②報酬改定に伴う改修
- ③障害福祉サービス等の報酬改定に係る障害福祉従事者の処遇改善に伴う改修
- ④居住地特例に関する改修
- ⑤事業者・自治体間の障害福祉関係手続きに関するシステム共通化に係る新システムへの移行

1 事業の目的

- 本事業は、制度改正等に伴う自治体のシステム改修に必要な経費に対して補助を行うことで、都道府県・市町村職員、利用者の事務負担を軽減等し、制度基盤の安定化及び適正な運営を図るもの。
- 令和9年度については、令和10年度の制度見直し、令和9年度の障害福祉サービス等報酬改定、障害福祉サービス等の報酬改定に係る障害福祉従事者の処遇改善、居住地特例の実態把握及び事業者・自治体間の障害福祉関係手続きに関するシステム共通化に係る新システムへの移行のため、各地方自治体の報酬の支払等に係る事務処理システムの改修に必要な経費に対して補助を行う。

2 事業の概要・スキーム

①～④



- 本事業の対象は、都道府県・市区町村が整備する障害者自立支援給付審査支払に係る事業者認可システム、障害児通所支援システム、障害手帳システム等
- 平成30年4月より、市町村が国民健康保険団体連合会に障害福祉サービス等に係る給付費の審査を委託できる旨の規定が盛り込まれたことを踏まえ、市町村が審査の委託をした国民健康保険団体連合会と円滑に連携できるよう、制度改正等による国保連合会・国保中央会の障害者総合支援給付審査支払等システムの改修に合わせて、改修を行う必要がある。

2 事業の概要・スキーム（続き）

⑤

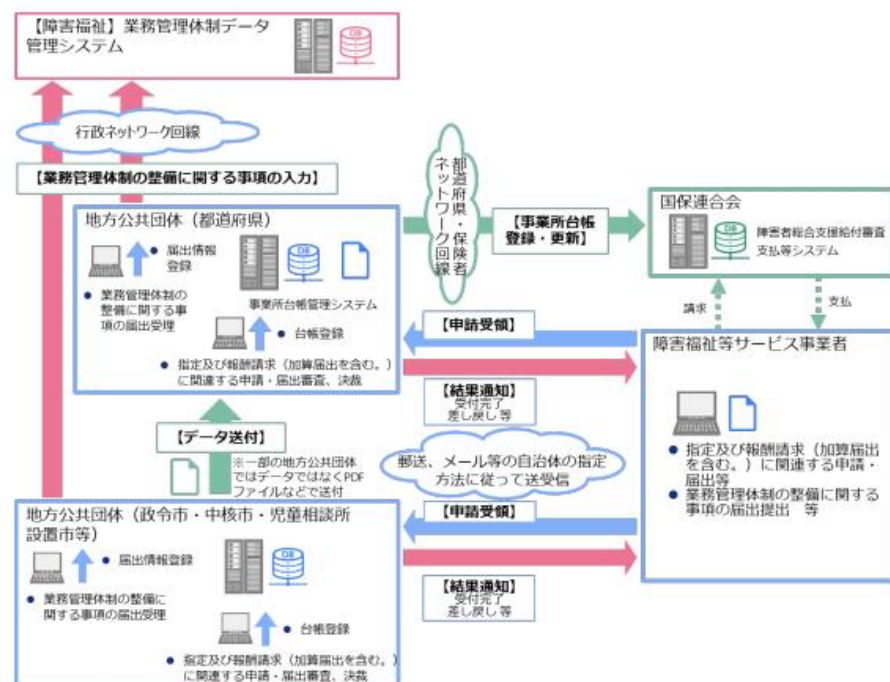
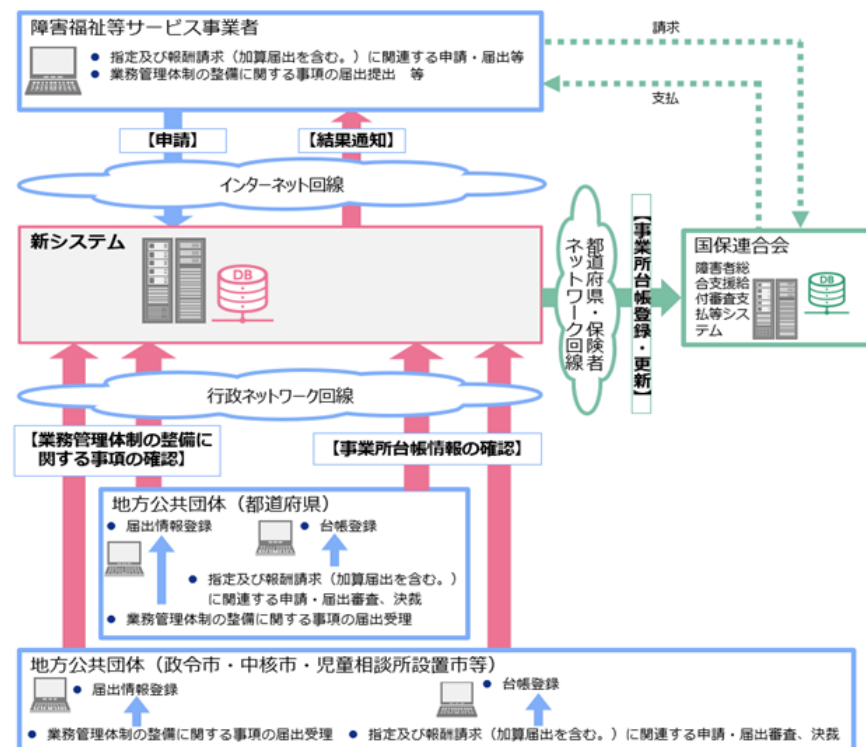


図1 新システムの対象となる業務の現状

共通化



○令和7年6月2日に国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会の同意を経て決定された「共通化推進方針」に基づき、「事業者・自治体間の障害福祉関係手続に関するシステム」を国が開発・構築し、令和9年度中の運用開始を予定している。

○このシステムは、障害福祉サービス等事業者の負担軽減の観点、公共サービスの効率化と利便性向上の観点から、①電子申請・届出機能、②事業所台帳管理機能、③業務管理体制データ管理機能の3つの機能を包含する新しいシステムである。

○新システムと自治体の既存システム（台帳管理、届出情報管理等）を連携するため、自治体においてもシステム改修・データ移行を行う必要がある。

3 実施主体等

実施主体：都道府県及び市町村

補助率：1／2

(13)障害福祉に関するシステム基盤整備の推進
③ 事業者・自治体間の障害福祉関係手続に関する
システムの共通化

事業者・自治体間の障害福祉関係手続に関するシステムの共通化

令和9年度概算要求額 22.9億円（－億円）（）内は前年度当初予算額 令和7年度補正予算 13.4億円

※要求金額に関しては、施設数の比率でこども家庭庁と按分

1 要求内容

【要求内容、要求の背景、目的等】

- (1) 令和7年6月2日に国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会の同意を経て決定された「共通化推進方針」に基づき、「事業者・自治体間の障害福祉関係手続に関するシステム」を開発・構築し、令和9年度中の運用開始を予定している。このシステムは、障害福祉サービス等事業者の負担軽減の観点、公共サービスの効率化と利便性向上の観点から、①電子申請・届出機能、②事業所台帳管理機能、③業務管理体制データ管理機能の3つの機能を包含する新しいシステムである。
- (2) 本システムの開発は搭載機能ごとに段階的に実施することとしており、令和8年度において、①電子申請・届出機能及び③業務管理体制データ管理機能の開発を行い、令和9年度においては、令和8年度に開発した機能に、②事業所台帳管理機能を追加するための改修（拡充）を行うとともに、移行自治体に係る新システムへのデータ移行等の支援及び工程管理を実施する。

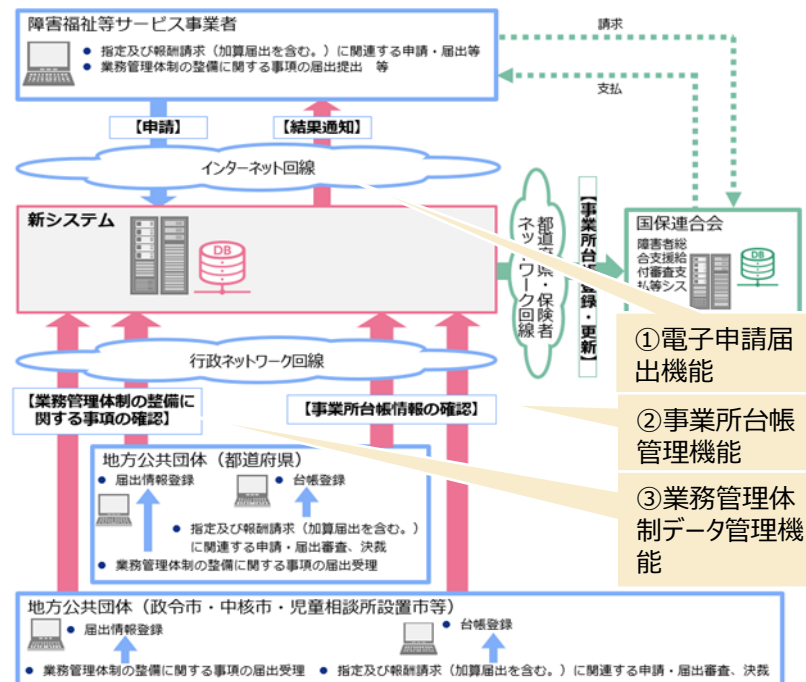
【必要性、効果】

- (1) 申請・更新・届出時の事業者側の手続き負担の軽減
- (2) 受領時の行政機関側の事務負担の軽減
- (3) 関係機関への送付・台帳の管理

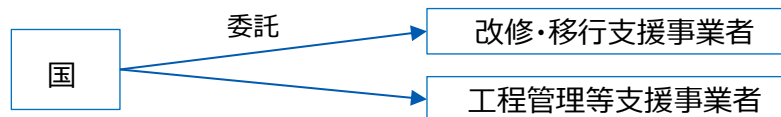
上記により、事業者の手続き負担に係るコスト削減及び行政機関の業務負担に係るコスト削減が見込まれるほか、手続きの一元化等により事業者側の利便性向上が見込まれる。

2 事業イメージ、具体例

○障害福祉サービス事業所にかかる電子申請・届出機能、事業所台帳管理システム、業務管理体制データ管理システムを包含した共通システムの構築を図る。



3 資金の流れ



(14) グループホームの支援の質の確保の推進

共同生活援助管理者等研修事業

令和9年度概算要求額 0.8億円（-）（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 共同生活援助（グループホーム）における支援の質の確保を図るため、令和9年度から管理者に対し「指定共同生活援助における管理者研修」の修了等を資格要件として設けることを検討しており、当該研修が都道府県等において円滑に実施されるよう、研修費用の一部について助成を行う。
- また、令和10年度からは、事業者に対し、世話人や生活支援員等の直接処遇職員に障害福祉に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務づけることを検討しており、その円滑な施行に向け、令和9年度に当該研修を試行的に実施する都道府県等に対して研修費用の助成を行う。

2 事業の概要・実施主体等

① 共同生活援助管理者研修事業

（実施主体：都道府県等、補助率 1 / 2）

- ・ 都道府県等が管理者（予定者を含む）を対象に実施する「指定共同生活援助における管理者研修」の費用の一部を助成する。

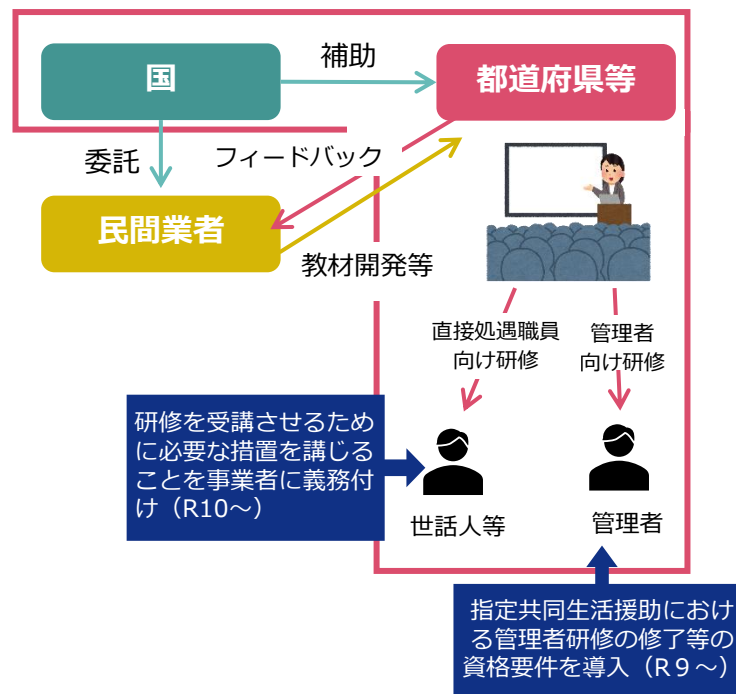
② 共同生活援助直接処遇職員研修施行前実施事業

（実施主体：都道府県等、補助率10/10）

- ・ 都道府県等が、世話人・生活支援員、夜間支援従事者など障害者の支援に直接携わる職員（直接処遇職員）を対象に実施する、障害福祉に係る基礎的な研修の試行的実施のための費用を助成する。

◎今後のスケジュール（予定）

- ・ 令和8年度 研修教材、カリキュラムの開発
- ・ 令和9年度 運営基準の改正
- ・ 令和10年度 施行、研修開始（一定の経過措置期間を設ける）



2 地域移行、地域定着支援などの 精神障害者施策等の推進

(1) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築の推進

令和9年度概算要求額 7.5億円（6.3億円）（）内は前年度当初予算額

※構築推進事業と構築支援事業はそれぞれ単独で実施することが可能

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業 6.8億円（5.8億円）

【実施主体】都道府県・指定都市・特別区・保健所設置市

- 保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、行政職員、医療機関の職員、地域援助事業者、当事者、ピアサポーター、家族、居住支援関係者等の様々な立場の者が協働し、障害保健福祉圏域等の単位で精神保健医療福祉に関する重層的な連携による支援体制を構築する。また、精神障害者等の日常生活圏域を基本として、市町村などの基礎自治体を基盤として進めていく必要があることから、都道府県等は市町村との協働により、精神障害者等のニーズや、地域の課題を共有化した上で、地域包括ケアシステムの構築に資する取組を推進する。

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築支援事業 73百万円（44百万円）

【実施主体】国

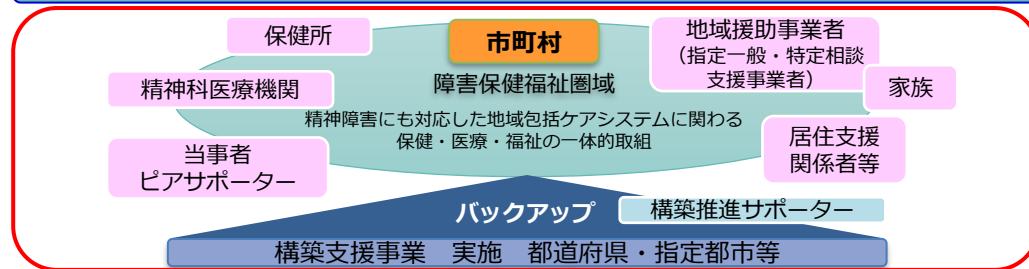
- 国において、地域包括ケアシステムの構築の推進に実践経験のあるアドバイザー（広域・都道府県等密着）から構成される組織を設置する。
- 都道府県・指定都市・特別区・保健所設置市は、広域アドバイザーのアドバイスを受けながら、都道府県等密着アドバイザーや構築推進サポーター等と連携し、障害保健福祉圏域（障害保健福祉圏域・保健所設置市）及び市町村における、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進する。
- 関係者間で情報やノウハウを共有するため、ポータルサイトの設置等を行う。

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業

【事業内容】（1のうち協議の場の設置は必須）

1. 精神保健医療福祉体制の整備に係る事業
2. 普及啓発に係る事業
3. 住まいの確保と居住支援に係る事業
4. 当事者、家族等の活動支援及びピアサポートの活用に係る事業
5. 精神医療相談・医療連携体制の構築に係る事業
6. 精神障害を有する方等の地域生活支援に係る事業
7. 地域生活支援関係者等に対する研修に係る事業
8. 市町村等における相談支援体制の構築に係る事業
9. その他、地域包括ケアシステムの構築に資する事業

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築支援事業



◆ 個別相談・支援（オンライン、電話、メール）、現地での技術的助言、都道府県等研修への協力 等

国（構築支援事業事務局）

全国会議の企画・実施、普及啓発イベントの開催、アドバイザー（広域・密着AD）等の合同研修会の開催、地域包括ケアシステム構築に向けた取組に資する事例集の作成、地域包括ケアシステム構築状況の評価、市町村における相談支援業務に係る指導員育成のための研修開催 等

心のサポーター養成事業

令和8年度予算額
20百万円

令和9年度要求額
83百万円

- 世界精神保健調査では、我が国の精神障害へ罹患する生涯有病率が22.9%であり、精神疾患は誰でも罹患しうることが報告されている。
- 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る検討会」においても、地域住民への普及啓発を進めるにあたり、メンタルヘルス・ファーストエイドへの賛同が既に得られている。
- ※ メンタルヘルス・ファーストエイド（MHFA）とは、地域の中で、メンタルヘルスの問題をかかえる人に対し、住民による支援や専門家への相談につなげる取り組み。

※心のサポーターの養成体制

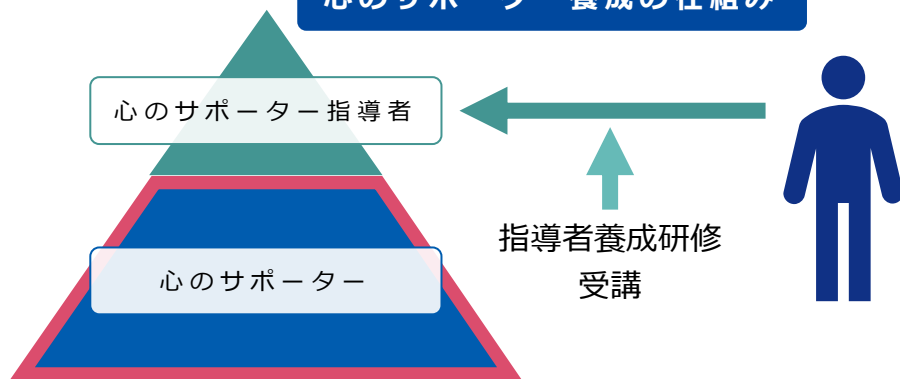
◎心のサポーター指導者

- 精神保健に携わる者
または心の応急処置に関する研修をすでに受講している者
- 2時間の指導者養成研修を受講

◎心のサポーター

2時間の実施者養成研修を受講

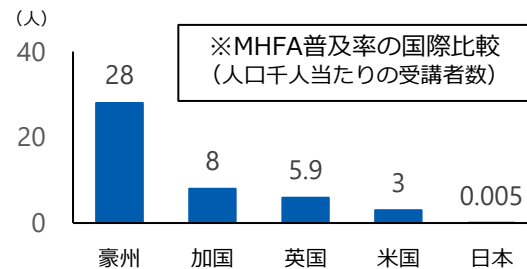
心のサポーター養成の仕組み



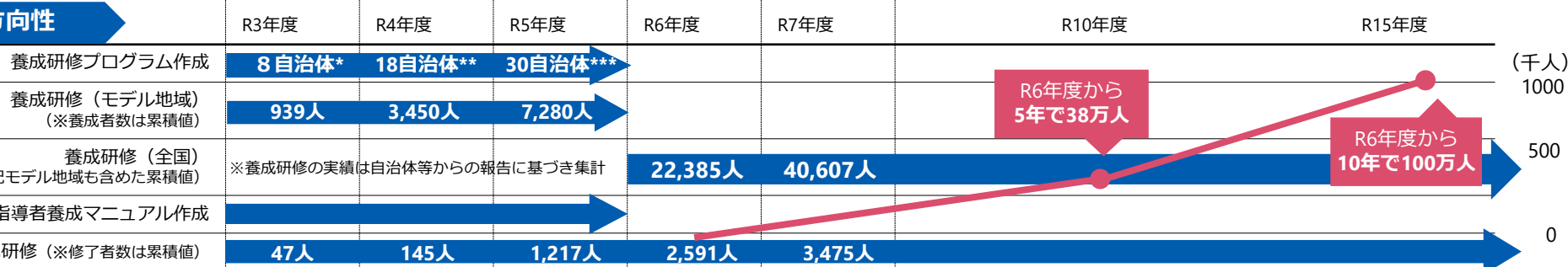
- 医師、保健師、看護師、精神保健福祉士、公認心理師等の国家資格を有しており、精神保健に携わる者
- メンタルヘルス・ファーストエイド等の心の応急処置に関する研修を既に受講している者 等

心のサポーターとは

「メンタルヘルスやうつ病や不安など精神疾患への正しい知識と理解を持ち、メンタルヘルスの問題を抱える家族や同僚等に対する、傾聴を中心とした支援者」（小学生からお年寄りまでが対象）
⇒メンタルヘルス・ファーストエイドの考え方に基づいた、
2時間程度で実施可能な双方向的研修プログラムを使用（座学＋実習）



今後の方向性



*R3年度：福島県、埼玉県、神奈川県、京都府、和歌山県、福岡県、名古屋市、川口市

**R4年度：岩手県、福島県、神奈川県、和歌山県、福岡県、名古屋市、広島市、横須賀市、新潟市、川口市、豊中市、枚方市、吹田市、尼崎市、文京区、世田谷区、板橋区、松戸市

***R5年度：宮城県、福島県、神奈川県、山梨県、三重県、滋賀県、和歌山県、広島県、福岡県、長崎県、新潟市、名古屋市、広島市、福岡市、郡山市、前橋市、川口市、船橋市、横須賀市、豊中市、高槻市、尼崎市、吹田市、枚方市、明石市、高知市、町田市、文京区、渋谷区、板橋区

入院者訪問支援事業

令和8年度予算額
1.9億円

令和9年度要求額
→ 1.9億円

- 精神科病院で入院治療を受けている者については、医療機関外の者との面会交流が特に途絶えやすくなることを踏まえ、入院者のうち、家族等がない市町村長同意による医療保護入院者等を中心として、面会交流の機会が少ない等の理由により、第三者による支援が必要と考えられる者に対して、希望に応じて、傾聴や生活に関する相談、情報提供等を役割とした訪問支援員を派遣するもの。
- 実施主体は都道府県、政令指定都市（以下「都道府県等」という。）

精神科病院



第三者である訪問支援員が、医療機関外から入院中の患者を訪問し支援

※入院者の求めに応じて、都道府県等が派遣を調整



面会交流、支援
傾聴、生活に関する
相談、情報提供 等



※2人一組で精神科
病院を訪問

都道府県等による選任・派遣



【訪問支援員】

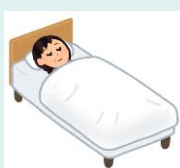
- 都道府県知事が認めた研修を修了した者のうち、都道府県知事が選任した者
- 支援対象者からの求めに応じて、入院中の精神科病院を訪問し、支援対象者の話を誠実かつ熱心に聞く（傾聴）ほか、入院中の生活に関する相談や、支援対象者が困りごとを解消したり、希望する支援を受けるためにはどうすれば良いのかを対象者に情報提供する。

【精神科病院に入院する方々の状況】

医療機関外の者との面会交流が特に途絶えやすく、

- ・ 孤独感や自尊心の低下
- ・ 日常的な困りごとを誰かに相談することが難しい、支援を受けたいが誰に相談してよいかわからないといった悩みを抱えることがある。

第三者による支援が必要



孤独感、
自尊心
の低下

誰かに相談し
たい、話を聞
いてほしい



【入院者訪問支援事業のねらい】

医療機関外の第三者が、支援対象者と会話を交わし、支援対象者の話を傾聴することにより、様々な思いを受け止め、対象者が自らの力を発揮できるよう、対象者の立場に立って寄り添うもの。

（留意点）

- ・ 令和6年度より法定事業として位置づけ。（守秘義務等）
- ・ 訪問支援員について、特段の資格等は不要。※研修修了は義務
- ・ 訪問支援員が対象者に代わって対象者の困りごとを解決することや、訪問支援員が医療・介護・障害福祉サービスの利用を調整したりサービスを自ら提供することは、本事業の支援として意図するものではない。

精神科病院に入院している支援対象者の自尊心低下、孤独感、日常の困りごと等の解消が期待される。

(2) 精神科救急医療体制の整備

精神科救急医療体制整備事業

令和8年度予算額 18億円 → 令和9年度要求額 18億円
※依存症医療連携事業分2.0億円を含む

緊急な医療を必要とする精神障害者等のための精神科救急医療体制を確保することを目的とする（平成20年度開始）

【実施主体】 都道府県・指定都市

【補助率】 1/2

【主な事業内容】

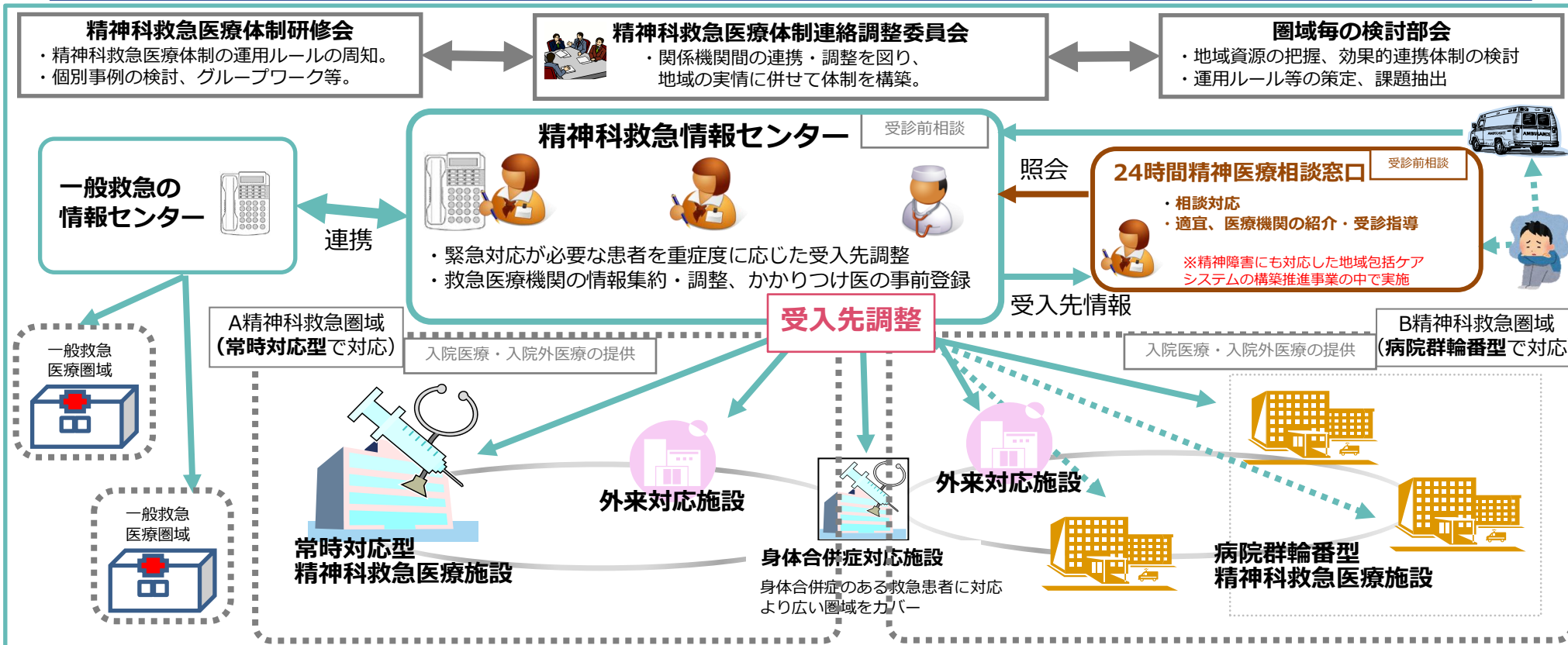
- ・精神科救急医療体制連絡調整委員会等の設置
- ・精神科救急情報センターの設置
- ・精神科救急医療確保事業

【都道府県による精神科救急医療体制の確保について法律上位置付け】

（H24年 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の改正）

第4節 精神科救急医療の確保

第19条の11 都道府県は、精神障害の救急医療が適切かつ効率的に提供されるように、夜間又は休日において精神障害の医療を必要とする精神障害者又は家族等からの相談に応じること、精神障害の救急医療を提供する医療施設相互間の連携を確保することその他の地域の実情に応じた体制の整備を図るよう努めるものとする。
2 都道府県知事は、前項の体制の整備に当たっては、精神科病院その他の精神障害の医療を提供する施設の管理者、当該施設の指定医その他の関係者に対し、必要な協力を求めることができる。



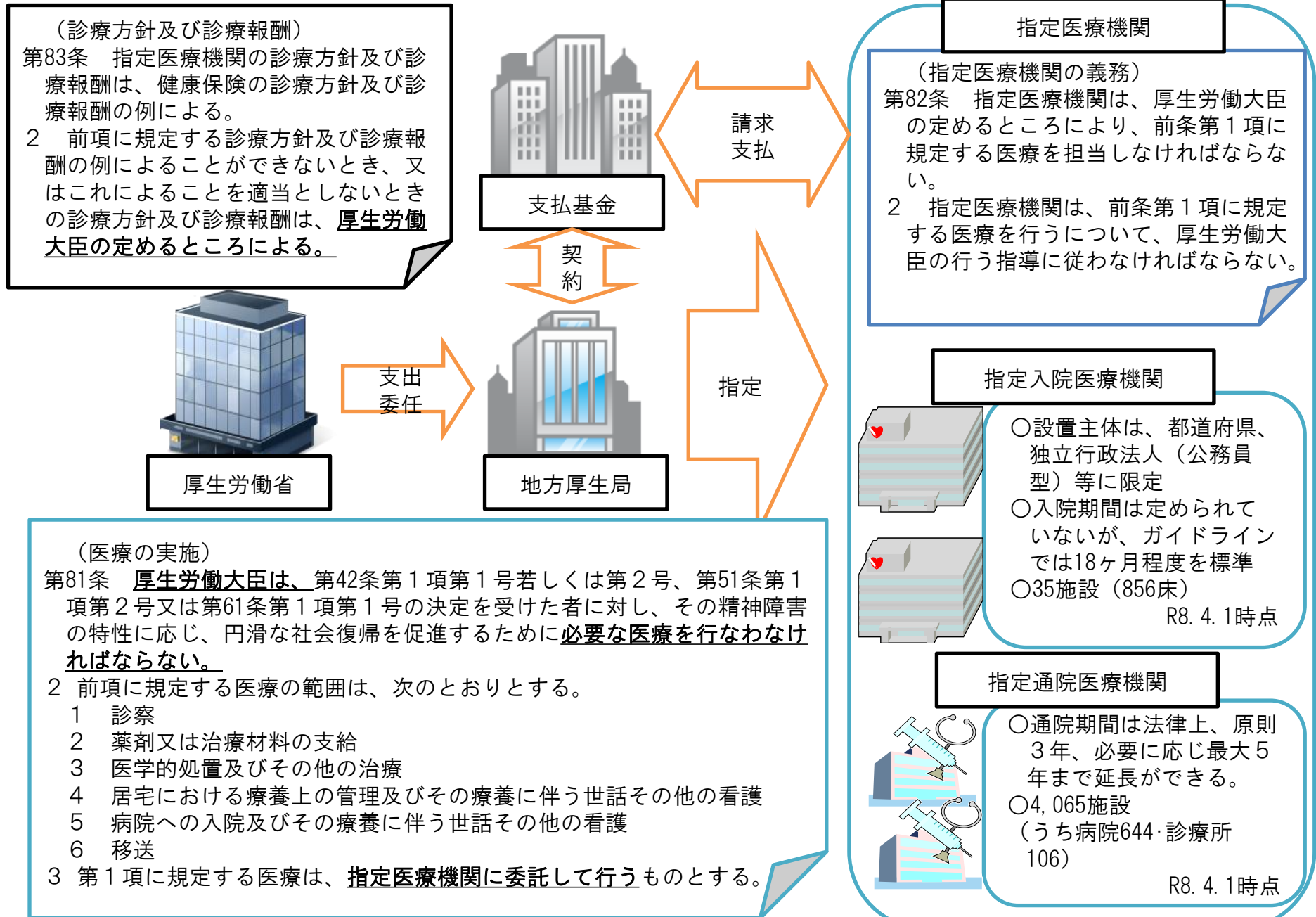
各精神科救急医療施設・身体合併症対応施設の連携により24時間365日対応できる体制を確保

(3) 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に
関する医療提供体制の整備の推進

心神喪失者等医療観察法入院等決定者医療費

令和8年度予算額
186億円

令和9年度概算要求額
188億円



心神喪失者等医療観察法指定入院医療機関運営費負担金

令和8年度予算額
2.6億円

令和9年度概算要求額
2.6億円



(厚生労働省)

運営費を負担

(国の負担)

第102条 国は、指定入院医療機関の設置者に対し、政令で定めるところにより、指定入院医療機関の設置及び運営に要する費用を負担する。

(病院の運営に必要な経費)

病棟運営経費、病棟開設準備経費（開設後病棟運営に必要な経費）、研修経費、物件費、地域活動費、司法精神科専門研修運営経費、通訳雇上費、土地借料

<指定入院医療機関運営ガイドライン(平成17年7月14日 精神保健福祉課長通知)より抜粋>

事項	運営・管理等	人員の配置	施設及び設備
	○医療の質の確保 ・外部評価会議、倫理会議、治療評価会議、運営会議の設置 ・研修等による医療従事者の質の向上 ○適正な医療の提供 ・合併症等の際の連携病院の確保 ・医療安全管理体制の確保 ○入院処遇の改善に向けた取り組みへの参画	○当該病棟の人員配置 ・常勤医師概ね 8:1 ・常勤看護師概ね 1/2以上は専従 ・常勤看護士概ね 日中1.5:1 夜間6:1(最低3人以上) ・臨床心理技術者、作業療法士、精神保健福祉士は常勤で概ね5:1 ○病院全体の人員配置 ・精神保健指定医2人 ・薬剤師は医療法標準数を越えていること	○病床数は医療法上33床(運営病床30床、予備病床3床)とし、病床は全て個室(10㎡以上) ○必要とする診療部門、共用部門の設置 ・診療室(最低2力所) ・処置室(酸素吸入装置・吸引装置等設置) ・保護室(10㎡以上) ・集団精神療法室 ・作業療法室 ・食堂・デイルーム(一定面積以上あれば共用可) ・面会室(診療室3力所以上は兼用可)
			<小規模病床> ○病床は医療法上16床(運営病床15床、予備病床1床)とし、病床は全て個室(10㎡以上) ○必要とする診療部門、共用部門の設置 ・人員配置は非小規模病床と同様のものにする。 ・既存病棟で改修の場合 - 作業療法室、集団療法室等については、安全管理体制確保ができれば同一病棟内で設置でなくとも可能
情報管理等	○診療等記録の適切な記録と保存管理 ○診療情報の適切な提供 ○医療情報の共有体制 ・指定通院医療機関への情報提供と連携	○病棟専従の事務職員の配置(非常勤含む)	
地域連携体制	○地域との連携体制 ・地域連絡会議の設置 ・無断退去時等の連絡体制の確保 ・周辺住民等の意見等を聴く恒常的な窓口の設置 ○保護観察所等との連携		
危機管理体制	○緊急時の対応体制 ・事故、火災発生時等の対応マニュアルの整備 ・無断退去時等の対応マニュアルの整備	○夜間の警備員の配置	○無断退去を防止する構造設備 ・玄関の二重構造 ・窓設備の適切な構造、材質 ・病棟内外の安全管理体制の整備

心神喪失者等医療観察法指定入院医療機関施設整備費

令和9年度概算要求額 **16億円（77百万円）**（）内は前年度当初予算額 令和7年度補正予算額 53百万円
うち一部投資枠 14億円

1 事業の目的

医療観察法第102条の規定に基づき、入院決定を受けた者に対する医療を行う指定入院医療機関の病棟等を整備するための経費。

2 事業の概要

- ・新たな指定入院医療機関の整備
- ・医療観察病棟の大規模修繕



施設・設備整備費を負担

（国の負担）
第102条 国は、指定入院医療機関の設置者に対し、政令で定めるところにより、指定入院医療機関の設置及び運営に要する費用を負担する。

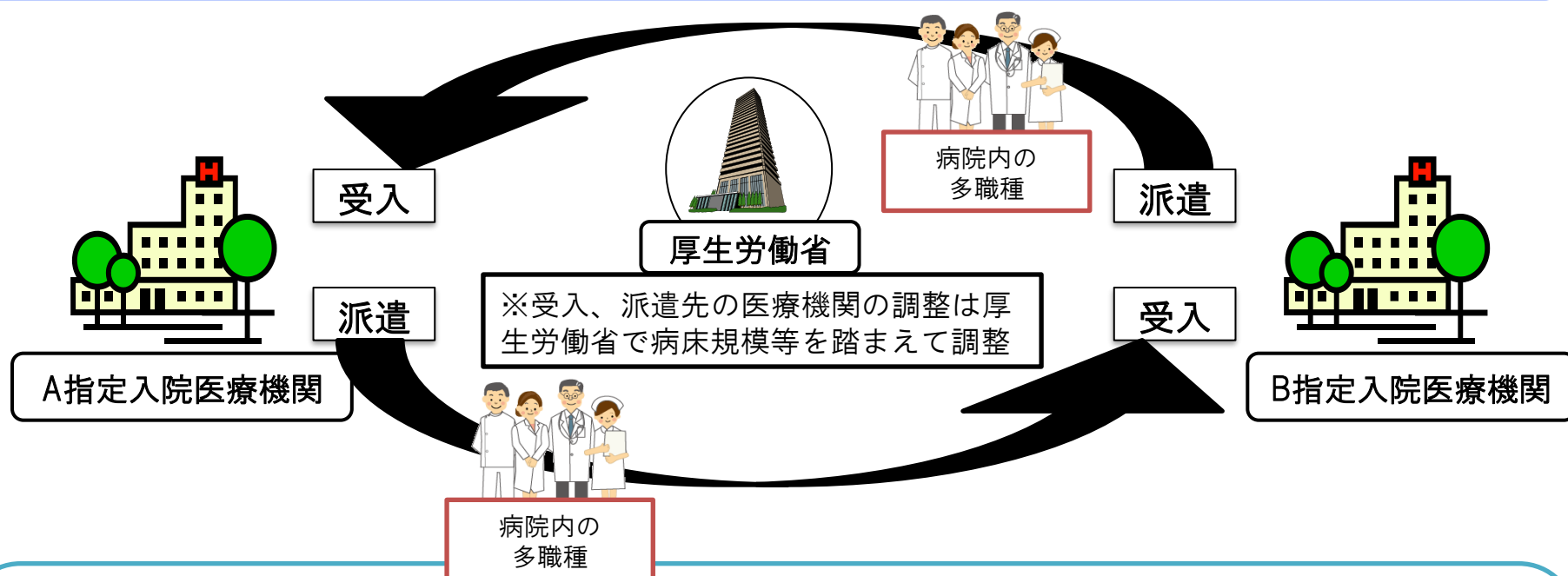
- 病棟整備費（工事費、外溝設備等）
- 工事事務費
- 調査費（設計、土質調査、測量等）
- 附帯整備費
（伐採、造成、解体、移設等）
- 設備整備費（病棟に必要な医療機器等）

3 実施主体等

実施主体：都道府県、特定独立行政法人、独立行政法人国立病院機構、国立研究開発法人、国立大学法人
負担率：10／10

【事業目的】

医療観察法指定入院医療機関に従事する多職種チームが、相互に指定入院医療機関を訪問し、医療体制等についての評価、課題等への助言等の技術交流を行い、もって医療観察法に基づく医療の質の向上及び均てん化を図り、医療観察法対象者の早期の社会復帰を実現する。



【事業内容】

実施主体：医療観察法に基づき指定された、全指定入院医療機関

実施内容：指定入院医療機関が他の指定入院医療機関の多職種チーム（医師・看護師・コメディカル）を受入れ、医療体制等の評価、課題等への助言等の技術交流を行う。（病床規模等に応じて、受入又は遣先を決定。）

実施期間：1週間程度

補助率：国10/10で多職種チームの受入にかかる旅費等を補助

(4) アルコール健康障害対策・薬物依存症対策・
ギャンブル等の依存症対策の推進

令和9年度概算要求額 **13億円** (8.4億円) ()内は前年度当初予算額 令和7年度補正予算額 2.2億円

1 事業の目的

- 依存症は、その疾病の特性から誤解や偏見があり、依存症と疑われる方やその家族が相談等につながりづらく、十分な治療・支援が受けられていない場合があるといった課題がある。このため、各地域における支援ネットワーク構築、全国拠点機関による人材育成・情報発信や、依存症の正しい理解の普及啓発などを総合的に行う。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

国

補助

① 依存症対策全国拠点機関設置運営事業 1.1億円 (1.1億円)

補助率：定額

実施主体：独立行政法人国立病院機構久里浜医療センター（国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターと連携）
事業概要：治療・相談及び生活支援に係る地域の指導者を養成、情報収集・分析・発信、普及啓発

② 依存症に関する調査研究事業2.8億円 (44百万円) 【拡充】

補助率：定額

実施主体：独立行政法人国立病院機構久里浜医療センター/国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター
事業概要：依存症に関する調査研究

③ 依存症民間団体支援事業 1.0億円 (69百万円) 【拡充】

補助率：定額

実施主体：公募
事業概要：全国規模で活動を行う民間団体が実施する相談支援や普及啓発等
事業実績：17団体（R7年度）/14団体（R6年度）

委託

補助

研修
&
情報
発信

④ 依存症に関する普及啓発事業 49百万円 (49百万円)

補助率：定額

実施主体：公募

事業概要：依存症に関する正しい知識と理解の普及啓発事業

事業実績：入札により落札した1者が事業を実施

都道府県・指定都市等

⑤ 依存症対策地域支援事業 7.7億円 (5.7億円) 【拡充】

補助率：1/2又は10/10

実施主体：都道府県、指定都市等

事業概要：人材育成や医療体制及び相談体制の整備を推進するとともに、地域の関係機関が参画する包括的な連携協力体制の構築、専門医療機関や治療拠点機関等との連携体制の構築など、地域の医療・相談支援体制の整備
各地域における相談から治療・回復支援に至るまでの切れ目ない支援体制の構築・体制に向けたモデル事業の実施

事業実績：77自治体（R7年度）/76自治体（R6年度）

選定

設置

補助

専門医療機関・治療拠点機関

- 治療プログラムの実施
- 地域の医療機関等への研修等

相談拠点

- 相談員の配置
- 家族支援等

⑥ 各地域でアルコール・薬物・ギャンブル等依存症の問題に取り組む民間団体支援事業
※地域生活支援促進事業の一部

地域の医療機関、行政、福祉、司法等による地域支援ネットワークの構築

相談支援・普及啓発等

正しい
理解の
普及啓発

専門医療の提供
相談支援・家族支援等

国民

(5) 高次脳機能障害者の支援施策の推進

令和9年度概算要求額 2.3億円 (1.3億円) ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

高次脳機能障害の診断、治療、リハビリテーション等を行うことができる専門的な医療機関を確保するため、地域の医療機関及び医療従事者等へ必要な知識を習得するための研修等の実施や医療機関同士の連携を図るための意見交換の場の提供を行うとともに、高次脳機能障害者及びその家族、その他の関係者への情報提供や交流の場の提供等の活動支援を促進し、高次脳機能障害者等に対する支援体制の充実を図ることを目的とする。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

◆ 実施主体：都道府県、指定都市

◆ 補助率：国 1 / 2、都道府県等 1 / 2

◆ 連携イメージ

高次脳機能障害
情報・支援センター

指導助言・情報還元

情報提供 (HP・普及啓発等)

情報提供

相談

相談

高次脳機能障害者
支援センター

情報提供

都道府県

地域支援ネットワークの構築と充実

- 協力医療機関と専門支援機関の確保・明確化
- 地域協議会等による相互連携
- 社会資源の把握・開拓

専門医療機関
(医療、リハビリ等)

専門支援機関
(就労、教育等)

- ・ 高次脳機能障害の特性
- ・ 支援手法
- ・ 協力医療機関
専門支援機関 等に関する情報
- ・ その他支援に資する情報 等

情報提供

受診・サービス利用

高次脳機能障害の
当事者やその家族等

(6) てんかんの地域診療連携体制の整備

てんかん地域診療連携体制整備事業

令和9年度概算要求額 33百万円 (31百万円) ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

てんかん患者は、適切な診断、手術や服薬等の治療によって症状を抑えることができる又は治癒する場合もあり、社会で活動しながら生活することが出来る場合も多いことから、てんかん患者が地域で支障なく安心して暮らすことができるよう、てんかんに関する正しい知識や理解の普及啓発の促進を図ること、てんかんの診断を行うことができる医療機関の連携を図るため、専門的な診療を行うことができる体制やてんかんの診療ネットワークを整備することを目的とする。

※第8次医療計画において、「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」（令和5年3月31日付け医政地発 0331 第14号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）の別紙「疾病・事業及び在宅医療に係る医療提供体制に係る指針」中「精神疾患の医療体制構築に係る指針」に基づき、地域の実情を踏まえて、てんかんに対応できる医療機関を明確にすることが求められている。

2 事業の概要・スキーム

地域

てんかんの特性や支援方法に関する知識が浸透するように取り組むとともに、市町村、医療機関等との連携を深化し、患者・家族への相談支援や啓発のための体制を充実すること等により、適切な医療につながる地域の実現を目指す。

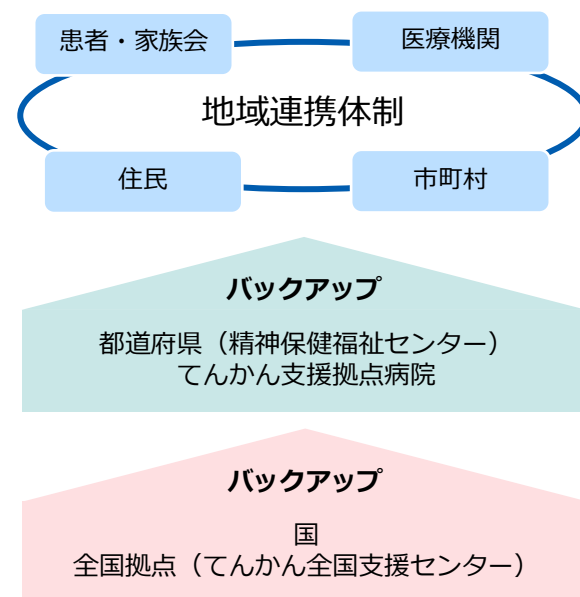
都道府県（精神保健福祉センター）・てんかん支援拠点病院

都道府県において、てんかんの治療を専門に行っている医療機関を「てんかん支援拠点病院」として指定し、てんかん支援拠点病院と都道府県等との協働により、てんかんに関する知識の普及啓発、患者や家族の相談支援及び治療、地域の医療機関への助言・指導、医療従事者等に対する研修、関係機関との地域連携支援体制の構築のための協議会を開催する。また、てんかん診療支援コーディネーターを配置し、患者及家族に対し、相談援助を適切に実施する。

国・全国拠点（てんかん全国支援センター）

各てんかん支援拠点病院への指導・助言、てんかん支援拠点病院で集積されたデータの分析・評価等を行う。

3 実施主体等



期待される成果

1. 地域住民や医療従事者に対して、てんかんに関する正しい知識の普及
2. てんかん診療における地域連携体制構築、てんかん診療の均てん化

(7) 摂食障害治療体制の整備

摂食障害治療支援センター設置運営事業

令和9年度概算要求額 33百万円 (23百万円) ()内は前年度予算額

事業の目的

摂食障害はその疾病の特性上、身体合併症状があり、生命の危険を伴うことがあるため、総合的な救急医療体制が必要となることから、都道府県において、摂食障害の治療を行っている精神科、心療内科又は小児科外来を有し、救急医療体制と連携がとれた医療機関のうち、1か所を「摂食障害支援拠点病院」として指定し、急性期における摂食障害患者への適切な対応、専門的な相談支援、他の医療機関、自治体等や患者の家族との連携・調整を図るほか、関係機関と連携した地域における摂食障害の治療支援体制を整備することを目的とする。

※第8次医療計画において、「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」（令和5年3月31日付け医政地発 0331 第14号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）の別紙「疾病・事業及び在宅医療に係る医療提供体制に係る指針」中「精神疾患の医療体制構築に係る指針」に基づき、地域の実情を踏まえて、摂食障害に対応できる医療機関を明確にすることが求められている。

地域

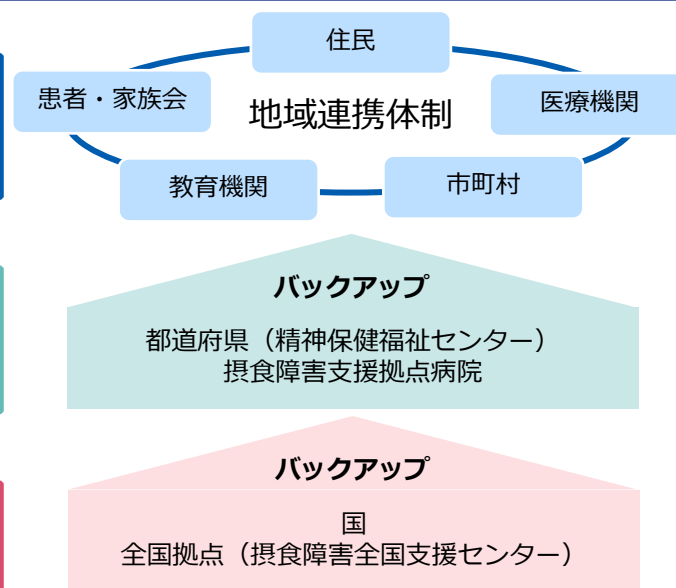
摂食障害の特性や支援方法に関する知識・技術が浸透するように取り組むとともに、摂食障害を発症した患者に関わる機会の多くなると見込まれる機関をはじめとした関係者と医療機関との連携を深化し、患者・家族への相談支援や啓発のための体制を充実すること等により、早期発見・早期支援につながる地域の実現を目指す。

都道府県（精神保健福祉センター）・摂食障害支援拠点病院

都道府県において、摂食障害の地域の診療拠点となる医療機関を「摂食障害支援拠点病院」として指定し、摂食障害支援拠点病院と都道府県との協働により、摂食障害に関する知識・技術の普及啓発、他医療機関への研修・技術的支援、患者・家族への技術的支援、関係機関との地域連携支援体制の構築のための調整を行う。

国・全国拠点（摂食障害全国支援センター）

摂食障害支援拠点病院の指導・助言、摂食障害支援拠点病院で集積されたデータの分析・評価、全国の医療従事者への治療研修など技術的支援を行う。



期待される成果

1. 摂食障害への早期発見・早期支援の実現
2. 適切な治療と支援により患者が地域で支障なく安心して暮らすことができる体制の整備の推進

(8) こころの健康づくり対策等の推進

こころの健康づくり対策事業

令和9年度概算要求額 17百万円 (17百万円) ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

近年の社会生活環境の複雑化に伴い、多様な精神的ストレスが増加するなか、犯罪・災害などの被害者となることで生ずるPTSD（心的外傷後ストレス障害）や、ひきこもり、家庭内暴力、不登校などに陥っている児童思春期などに対する精神保健福祉活動の充実を推進していくため、教育・福祉・医療などの業務従事者に対し、養成研修等を実施し、もって、こころの健康づくり対策に関する資質の向上を図ることを目的とする。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

① PTSD対策専門研修

【目的】

災害被災者、犯罪・事故被害者、災害遺族、被虐待児童等、トラウマに対するこころのケアが必要な者に対応できる人材を確保するため、精神保健医療福祉従事者等に対しトラウマに対するこころのケアにおいて必要な知識を系統的に習得させる。

【研修内容】

○通常コース（臨床コース、行政・支援者コース）

基礎的知識及び臨床活動に関する講義のほか、自治体職員においても、災害や犯罪被害者等への適切な対応を行えるよう、ケースワーク対応、行政連携などのニーズに適した職員向けの研修を行う。

○専門コース

精神保健医療福祉従事者等に対し、最先端の専門的知識あるいは技術の習得をさせ、有効かつ安全に治療を行うことができる人材を養成する。

○犯罪・性犯罪被害者コース

犯罪・性犯罪被害者への適切な対応を行うために必要な専門的知識と治療対応について修得させる。

【実施主体】

国による公募（民間団体） ※補助率：定額

② 児童・思春期精神保健研修

【目的】

ひきこもり、家庭内暴力、不登校、児童虐待等、児童思春期における様々な精神保健に関わる問題に対応できる人材を確保するため、必須の知識の全体像を系統的かつ網羅的に習得するための研修を実施し、地域において児童思春期精神保健医療福祉業務に専門的に携わる者を養成する。

【研修内容】

○児童・思春期精神保健対策医療従事者専門研修

基本的知識及び臨床活動に関する講義とグループディスカッションを交えた実践的研修を行う。

○児童・思春期精神保健対策専門研修（応用コース）

応用的な講義及びケース検討を内容とする双方向的な討論を中心とする研修を行う。

○ひきこもり対策研修

ひきこもり支援の従事者が必要とするひきこもり対策及び「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」についての全般的研修を行う。

【実施主体】

国による公募（民間団体） ※補助率：定額

③ 心のケア相談研修

【目的】

自然災害、犯罪被害、事故や、それによる経済的、社会的な影響等に起因するストレスや不安に関する相談をはじめ、うつ病の予防や心の健康づくり、自殺防止にかかるメンタルヘルス上の相談等に適切に対応できる人材を確保するため、これらの相談対応に当たる精神保健医療福祉業務の従事者にとって、必要な知識や技術を習得するとともに、当該研修受講者が中心となって地域において研修や訓練を実施することにより、地域で心のケア相談に当たる人材を効果的に養成する。

【実施内容】

心のケアに関する相談対応に当たり必要な基本的知識や技術の習得と、研修受講者が中心となって地域における研修や訓練を実施できるようにすることを念頭にいた研修を行う。

【実施主体】

国による公募（民間団体） ※補助率：定額

対象

医師、看護師、保健師、精神保健福祉士、公認心理師等、公的機関や教育機関に勤務する者等

対象

医師、看護師、保健師、精神保健福祉士、公認心理師、社会福祉士、児童指導員等

対象

精神保健福祉士、公認心理師、保健師等

認知行動療法研修事業

令和9年度概算要求額 56百万円 (44百万円) ()内は前年度予算額

1 事業の目的

- うつ病等に対する認知行動療法の研修等を通じ、認知行動療法の普及を図ることにより、うつ病の治療体制を確保するとともに、自殺総合対策大綱（令和4年10月閣議決定）に基づき、うつ病を理由とした自殺リスクの軽減を図る。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

◆ 実施主体：公募により採択された団体 ◆ 補助率：定額

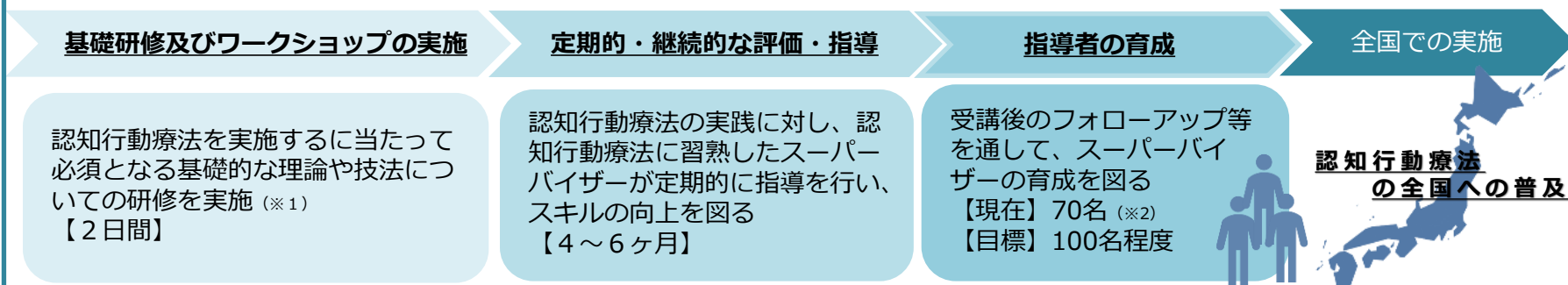
◆ 事業概要

うつ病の治療対策が急務となっている中、認知行動療法は、うつ病に対する有効性が示されている。質の高い認知行動療法を普及させ、その実施によるうつ病患者の減少を図るため、主に精神医療において専門的にうつ病患者の治療に携わる者に対し、系統のかつ継続的な研修を実施する。また、うつ病だけではなく、他の精神障害についても認知行動療法は有効とされているため、各精神障害に対する認知行動療法についての研修を実施するとともに、認知行動療法の普及啓発及び支援実施に必要な正しい精神医学的知識の普及に資する事業を行う。なお、令和8年度診療報酬改定により、公認心理師による認知行動療法的アプローチに基づく心理支援に対する算定が新設され、施設基準の要件となる研修の一つとして本事業による研修が規定されたことにより、研修の重要性・ニーズが増すことが想定される。

【認知行動療法とは】

- 認知に働きかけて気持ちを楽にする精神療法(心理療法)で、うつ病等になりやすい考え方の偏りを、面接を通じて修正していくもの。

◆ 事業イメージ



- ※1 研修課程は厚生労働科学研究「精神療法の実施方法と有効性に関する研究」で作成した認知行動療法の研修マニュアルに沿ったものとする。
- ※2 令和6年度事業終了時点
- ※3 その他、普及啓発セミナーやうつ病以外の疾患に関する認知行動療法研修も実施。

自殺未遂者等支援拠点医療機関整備事業

令和9年度概算要求額 26百万円 (16百万円) ()内は前年度予算額

1 事業の目的

自殺未遂者に対して退院後も含めて継続的に介入し、拠点病院を中心とした関係機関が連携して支援することにより、未遂者の再度の自殺企図を防ぐ取組を推進することを目的とする。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

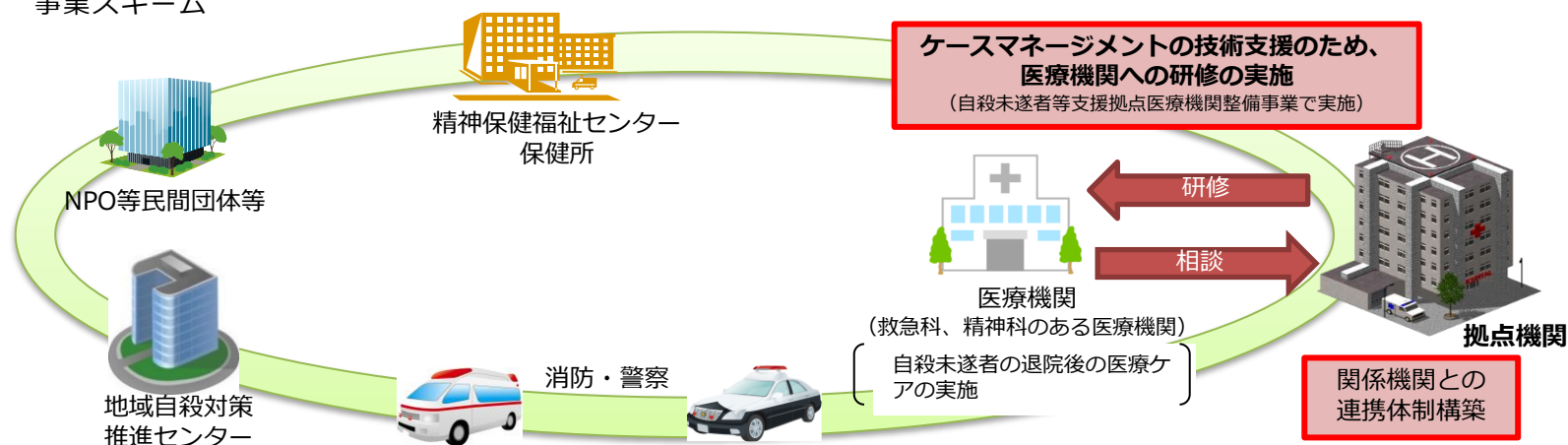
◆ 実施主体：公募により採択された団体 ◆ 補助率：定額

◆ 事業概要

- ・ 自殺総合対策大綱（令和4年10月）において、自殺未遂者対策として「生活上の課題等の確認をする体制、退院後に円滑に精神科医療につなげるための医療連携体制及び様々な分野の相談機関につなげる多機関連携体制の整備を推進する」ことが明記された。
- ・ 自殺未遂者支援拠点医療機関は自殺未遂者の再企図を防ぐために救急部門に搬送された自殺未遂者に退院後も含めた継続的な介入や、地域の医療従事者への研修等を実施するとともに、医療と地域の連携推進による包括的な自殺未遂者支援の強化のため、精神科医療機関を含めた保健・医療・福祉・消防・警察等の関係機関のネットワークを構築するための取組を進める。

※ 令和4年度より当事業で実施される研修が、診療報酬上の「こころの連携指導料（Ⅰ）」の施設基準において求められる「自殺対策等に関する適切な研修」のうちの1つとなった。この点について、自殺総合対策大綱（令和4年10月）においても、自殺未遂者等を精神科医療につなげるため「診療報酬での取扱いを踏まえた精神科医療体制の充実の方策を検討する」こととされた。

◆ 事業スキーム



(9) 公認心理師実習演習担当教員及び
実習指導者養成講習会の実施

公認心理師実習演習担当教員及び実習指導者養成講習会事業費

令和9年度概算要求額 33百万円 (33百万円) ()内は前年度当初予算額

1 事業概要

公認心理師制度は、国民が抱える心の健康の問題等が複雑化・多様化する中、これらに呼応して心理職者の活動領域が保健医療、福祉、教育等、様々な分野に広がりを見せることが期待される中、安心して心理に関する支援を受けたいという国民の需要の高まりに応じて、創設された制度であり、平成29年9月に公認心理師法が施行されたものである。

公認心理師の質の維持・向上のため、公認心理師となるために必要な科目のうち、「心理演習」及び「心理実習」並びに「心理実践実習」を教授する教員に対しては、公認心理師の資格取得後、法に掲げる業務に5年以上従事した経験及び実習演習担当教員を養成するために行う講習会の修了を公認心理師法施行規則で求めているが、当面の間は経過措置として要件を緩和してきたところである。また実習施設において「心理実習」又は「心理実践実習」を指導する実習指導者についても同様の取扱いとしている。

令和5年度より公認心理師として5年の実務経験を満たす者が出てくることから、講習会を実施しており、経過措置についても一定の期間をもって終了する予定であるため、引き続き実習演習担当教員及び実習指導者を確保する必要がある。本事業では実習演習担当教員及び実習指導者の養成と資質向上を目的に、講習会を実施するものである。

2 実施主体

民間団体（公募により選定）

3 事業内容

(ア) 公認心理師実習演習担当教員養成講習会事業

大学において公認心理師の実習演習科目を担当する教員の養成及び資質向上のための講習会を実施する。

(イ) 公認心理師実習指導者養成講習会事業

実習施設において実習科目を指導する実習指導者の養成及び資質向上のための講習会を実施する。

(10) 精神科病院における虐待対応体制整備の支援

都道府県・指定都市における虐待対応体制整備支援事業

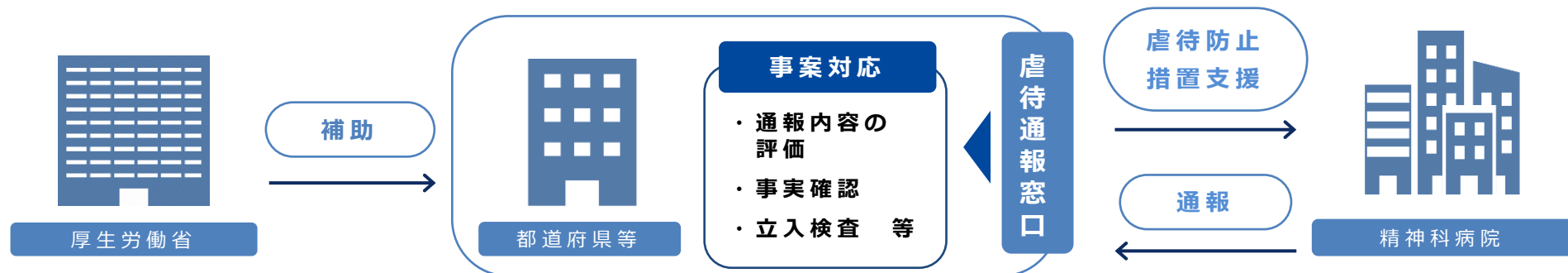
令和9年度概算要求額 **41**百万円（41百万円）（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

令和4年の精神保健福祉法改正により、令和6年4月以降においては、精神科病院の業務従事者による虐待を受けたと思われる患者を発見した者は速やかに都道府県・指定都市に通報することが義務付けられたため、精神科病院に対する指導監督権限を有する都道府県・指定都市において、精神科病院における虐待防止措置を支援するとともに、虐待通報窓口を設置し、虐待事案に対し適切な対応をするために必要な経費について財政的支援を行うことにより、虐待の防止や障害者の保護等の対応ができる体制を整備する。

2 事業の概要・スキーム

都道府県・指定都市において、精神科病院における虐待を防止するための研修や普及啓発等を支援するとともに、虐待通報窓口を設置し、虐待事案に対し適切な対応するために必要な経費について、財政的支援を行う。



3 実施主体等

実施主体：都道府県・指定都市

補助率：1 / 2

精神科病院における業務従事者による障害者虐待事例調査事業

令和9年度概算要求額 5 百万円（5 百万円）（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

令和4年に改正された精神保健福祉法の第40条の8においては、「国は、業務従事者による障害者虐待の事例の分析を行うとともに、業務従事者による障害者虐待の予防及び早期発見のための方策並びに業務従事者による障害者虐待があつた場合の適切な対応方法に資する事項についての調査及び研究を行うものとする。」とされ、各都道府県・指定都市の精神科病院における業務従事者による障害者虐待事例を調査・分析することで、精神保健福祉法の適正な運用に資することを目的とする。

2 事業の概要

- ◆各都道府県・指定都市を対象に、当該年度中（4月1日～翌年3月31日）に通報・届出のあった精神科病院の業務従事者による障害者虐待に関する事例について、毎年度調査を実施。
- ◆各都道府県・指定都市の状況を毎年度明らかにし、虐待の背景等を分析。
業務従事者による障害者虐待の予防及び早期発見のための方策等の検討を行う。

＜調査結果を受けた対応＞

- ・虐待事例が発生した場合の対処方法
- ・虐待事例への対応に関する好事例の横展開
- ・虐待防止のための手引きを作成

【調査項目】

①自治体の基本情報

（虐待対応窓口の設置状況、精神科病院の情報 等）

②自治体の体制整備状況

（虐待対応窓口等の周知状況、関係機関との連携 等）

③業務従事者による虐待

（虐待事例の概要、発生要因 等）

④虐待に関する死亡事例

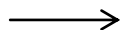
（死亡事例の概要、発生要因 等）

3 実施主体・スキーム

実施主体：国
（民間事業者等に委託）



委託



- ・調査の発出及び回収
- ・疑義照会等への対応
- ・回答の集計及び分析
- ・報告書の作成



都道府県・指定都市

(11) 自立支援医療等におけるデジタル化の推進

① 自立支援医療等申請手続のオンライン化の検討

自立支援医療等の申請手続等のオンライン化調査研究事業

令和9年度概算要求額 **3.3億円**（－億円）（）内は前年度当初予算額 令和7年度補正予算額 2.7億円

うち投資枠 3.3億円

1 事業の目的

- 令和6年及び令和7年の地方からの提案等に関する対応方針において、自立支援医療、身体障害者手帳及び精神障害者保健福祉手帳の申請手続きについて、マイナポータルによる申請を可能とすることなどについて検討することとされた。
- 令和7年度及び令和8年度委託事業において、各制度の業務フローに応じた課題の整理、オンライン化の実現に向けたロードマップや要件定義書の骨子案の作成を行うための調査研究を実施している。
- 令和9年度においても、自立支援医療等に係る各申請手続きのオンライン化に向けた取り組みを進める。

※参考 令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）【抜粋】

(17) 身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び療育手帳制度に関する事務

身体障害者手帳の交付申請、精神障害者保健福祉手帳の交付申請、自立支援医療費の支給認定申請、療育手帳の交付申請等に係る手続については、以下のとおりとする。

・医師の診断書等のオンラインによる提出を含め、マイナポータルによる申請を可能とすることについて引き続き検討し、令和8年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

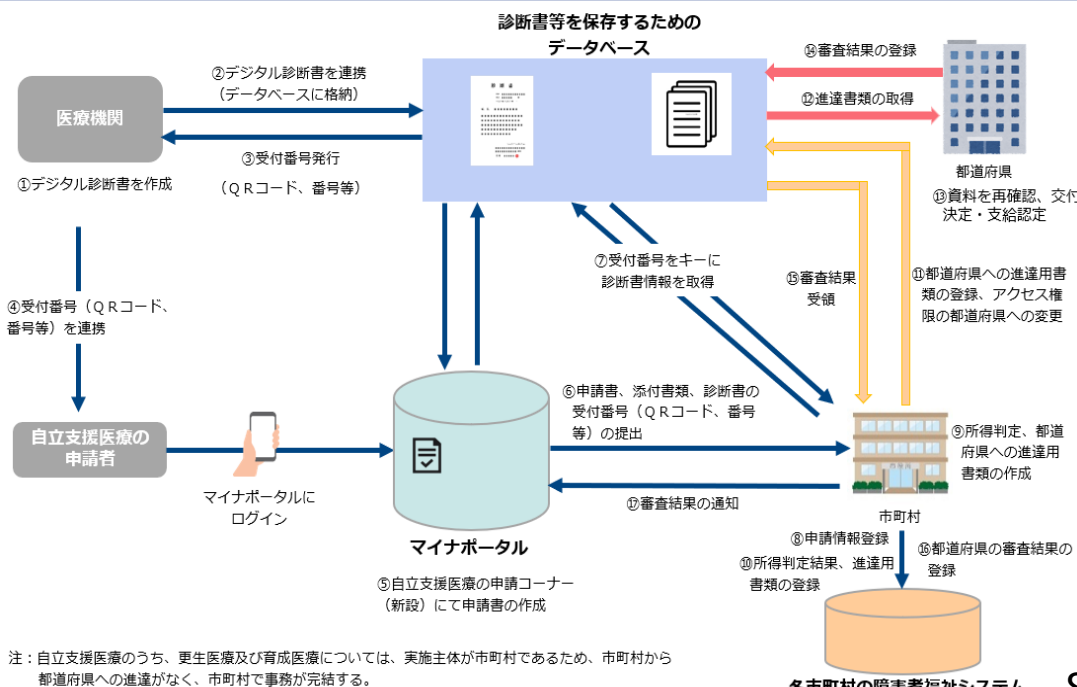
・オンラインによる手続の場合の市区町村経由事務の廃止について、地方公共団体に対する調査を行い、その結果に基づき必要な対応を検討し、令和8年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（関係府省庁：デジタル庁）

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

○令和9年度においては、令和7年度及び8年度委託事業で作成するロードマップや要件定義書の骨子案を踏まえ、関係者間の調整を行い、設計・開発に向けた要件定義書の作成などを行う。

実施主体：国（入札による委託）



- (11) 自立支援医療等におけるデジタル化の推進
- ② 自立支援医療費助成制度上限額管理票オンライン化の検討

自立支援医療費助成制度上限額管理票オンライン化事業

令和9年度概算要求額 1.0億円 (0.3億円) ()内は前年度当初予算額

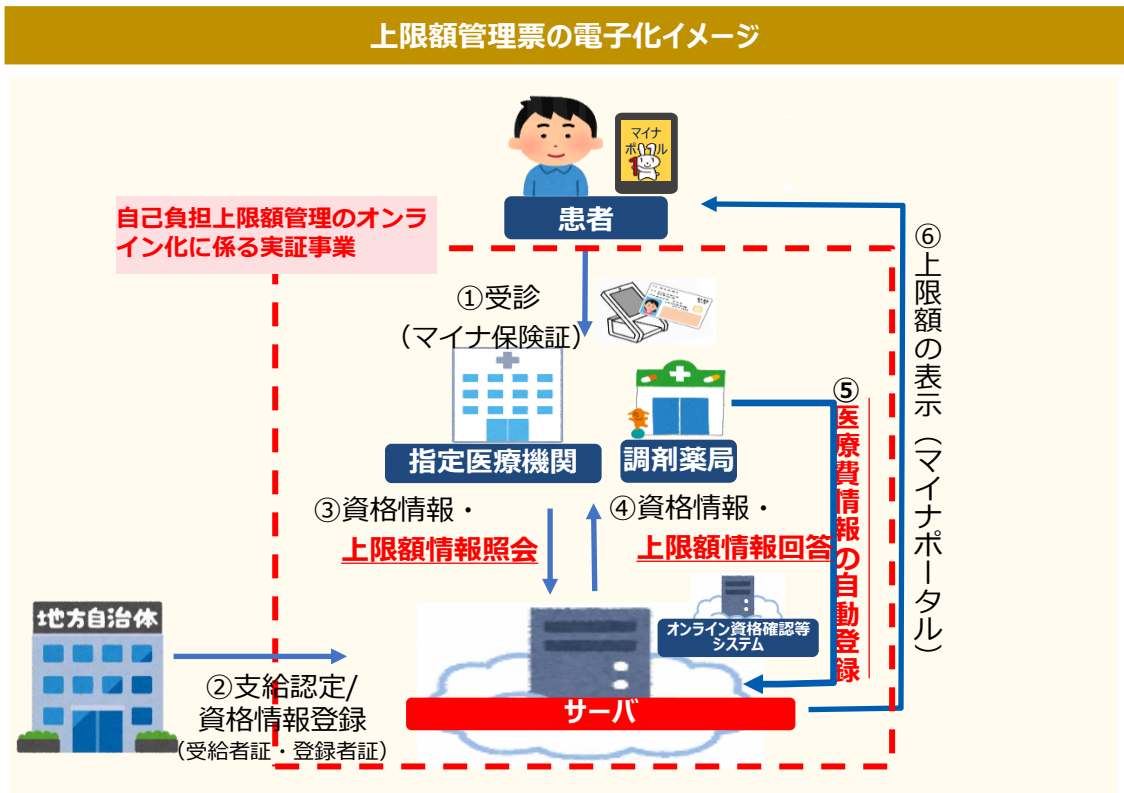
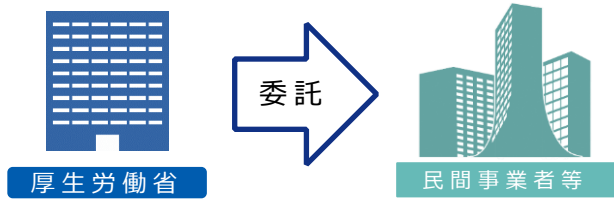
1 事業の目的

- マイナンバーカードを公費負担医療の医療費受給者証として利用する「公費負担医療のオンライン資格確認」については令和8年度中の全国規模での導入を目指して取り組みを進めている。
- オンライン資格確認導入により、自立支援医療費助成の受給者がマイナンバーカード1枚で医療機関等を受診できるよう、自己負担上限額管理票もオンライン化することが求められていることから、実現に向けた検討を進める。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

- 自立支援医療費助成の受給者が、マイナンバーカード1枚で医療機関等を受診できるよう、令和8年度に一部の自治体で実証事業を行い、その実証結果を踏まえて実現方式を検討し、自己負担上限額管理票のオンライン化に向けた取り組みを進める。

- 実施主体：国（入札による委託）



3 発達障害児者の支援施策の推進

- (1) 強度行動障害を有する者に対する地域支援機能の強化
- ① 広域的支援人材の配置及び集中的支援の実施、
支援のネットワークの構築等の推進

発達障害者支援体制整備事業（地域生活支援促進事業）

令和9年度概算要求額 6.5億円（4.3億円）（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 本事業では、発達障害者支援の地域の中核である発達障害者支援センターの地域支援機能を強化するため、「発達障害者地域支援マネジャー」の配置等を行い、市町村・事業所・医療機関との連携の推進や困難事例への対応を行っている。
- 令和9年度は、都道府県等が、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（令和7年度改正）に基づき、広域的支援人材による集中的支援※の実施体制を計画的に確保し、強度行動障害の状態にある者に対する支援体制を強化するために必要な予算を拡充する（令和7年12月時点の広域的支援人材の配置自治体数：19都道府県市）。
（※）事業所に集中的に訪問し、強度行動障害の状態にある者に対する適切なアセスメントや有効な支援方法の整理を行った場合に加算において評価
- さらに、近年、発達障害に関する相談内容は多様化・複雑化しており、対応には一層高度な専門性が求められていることから、専門人材の確保・定着を図るため、処遇改善に資する財政的支援を講ずるとともに、ICT機器の導入や記録・情報共有のデジタル化に向けた支援を実施することで、発達障害者支援センターの労務環境の改善と業務の効率化を推進する。

2 事業の概要・実施主体等

発達障害者支援センター：相談、コンサルテーション等の実施

（都道府県・指定都市に設置 108か所（令和8年4月現在））



○実施主体：都道府県、指定都市

○補助率：1／2

(1) 発達障害者地域支援マネジャーの配置	市町村や事業所における困難事例への助言や医療機関等との連携等を行う発達障害者地域支援マネジャーを配置
(2) 住民の理解促進	発達障害に関する住民の理解促進のため、小冊子の作成・配布、セミナー等を開催
(3) アセスメントツール導入促進	市町村などの関係機関を対象に、アセスメントツールの導入促進を図るための研修を実施
(4) 個別支援ファイルの活用促進	市町村等に対する個別支援ファイル（当事者の発達の状況や特性、支援の経過等を記録）の活用促進に関する取組を行う
(5) 集中的支援の実施のための体制整備 （実施自治体数の拡充）	障害福祉サービス事業所等における集中的支援の実施のため、広域的支援人材の配置等の体制整備を行う
(6) 支援人材に係るネットワーク構築 （実施自治体数の拡充）	強度行動障害の状態にある者の支援者（中核的人材※を含む）が連携して支援を行うため、また、支援者同士での意見交換や情報共有等を進めるためのネットワークを構築 （※）強度行動障害の状態にある者について、事業所等の支援現場において適切な支援、指導・助言を行う人材
(7) 発達障害者等青年期・家族等支援 （発達障害児者及び家族等支援事業からの移行）	ワークショップ等の開催による青年期の発達障害者やその家族同士が交流する機会の提供等
(8) 専門人材確保・職場環境改善等支援 （支援メニューの新設）	発達障害者支援センターにおいて専門性の高い人材を継続的に確保することができるよう、処遇改善やICTの導入支援を行う

- (1) 強度行動障害を有する者に対する地域支援機能の強化
 - ② 強度行動障害者支援者の養成

強度行動障害支援者養成研修事業（地域生活支援促進事業）

令和9年度概算要求額 0.5億円（0.4億円）（）内は前年度当初予算額

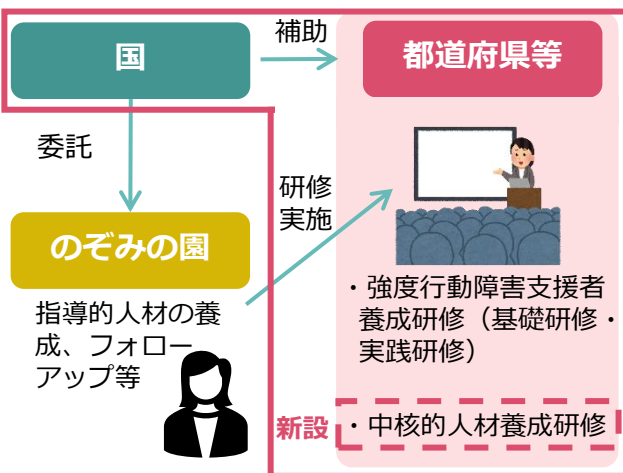
1 事業の目的

- 行動障害の状態にある児者のうち、生活環境への著しい不適応行動を頻回に示す、いわゆる「強度行動障害」の状態にある児者に対して適切な支援を行う職員の人材育成を目的として、地域生活支援促進事業において、体系的な研修を実施する。
- さらに、強度行動障害の状態にある児者に対して、チームで支援を実施する上で適切なマネジメントを行う「中核的人材」の計画的な養成を進めるため、これまで独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園において実施してきた「中核的人材養成研修」を、令和9年度から順次、都道府県及び指定都市において実施できるよう、必要な財政支援を行う。

2 事業の概要・実施主体

- ・ 都道府県等において①強度行動障害支援者養成研修（基礎研修・実践研修）、②中核的人材養成研修を実施する。

実施主体：①都道府県
②都道府県、指定都市
補助率：1／2



【強度行動障害支援者の役割】

- ・ 強度行動障害の状態にある児者に対して適切な支援を行う。

【強度行動障害支援者に求められるスキル】

- ・ 支援現場の職員
強度行動障害に関する制度及び障害特性の理解を踏まえた支援（基礎研修において学習）
- ・ サービス管理責任者クラスの職員
チーム支援、障害特性の理解とアセスメント、環境調整による支援、記録に基づく支援の評価、危機対応と虐待防止

【中核的人材の役割】

- ・ 標準的な支援を踏まえて適切な支援を実施し、組織の中で適切な指導助言を行い、強度行動障害の状態にある児者の受入体制の強化を行う。

【中核的人材に求められるスキル】

- ・ 標準的な支援、チーム支援、環境調整のアセスメント・計画立案・実施、機能的アセスメントに基づく支援計画立案・実施、QOL向上に向けた支援

研修カリキュラム （中核的人材養成研修）

標準的支援の講義 環境調整のアセスメントの演習	1.5h
チーム支援の講義 アセスメントの振り返りの演習	2.5h
環境調整のプロセスの講義 アセスメントの演習	2.5h
環境調整に係る計画の策定の講義	2.5h
環境調整の実践の振り返りの演習	2.5h
機能的アセスメントの講義 個別支援計画の作成の演習 生活の質の向上の講義	2.5h
実践の振り返りの演習	3h

- (1) 強度行動障害を有する者に対する地域支援機能の強化
- ③ 強度行動障害者支援のための中核的人材の養成

強度行動障害者支援のための中核的人材養成研修事業

令和9年度概算要求額 0.2億円（0.2億円）（内は前年度当初予算額）

1 事業の目的

- 中核的人材は、強度行動障害の状態にある児者に対してチームで支援を実施する上で適切なマネジメントを行う者として位置づけているが、令和6年度報酬改定における評価の新設に伴い、その養成研修を計画的に実施する必要がある。
そのため、令和8年度までは独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園において、指導的人材の養成及び指導的人材が活用する教材の開発等を実施するとともに、告示※に基づき先行して中核的人材の養成を実施。
（※）令和6年こども家庭庁・厚生労働省告示第3号 附則第7条
- 令和9年度からは、順次、全国の都道府県等で中核的人材養成を行うため、「強度行動障害支援者養成研修」（地域生活支援促進事業）において新たに事業として位置付け、その実施に必要な経費を補助するとともに、引き続き指導的人材の養成等を行うため、のぞみの園の事業内容を一部見直して実施する。

2 事業の概要・実施主体

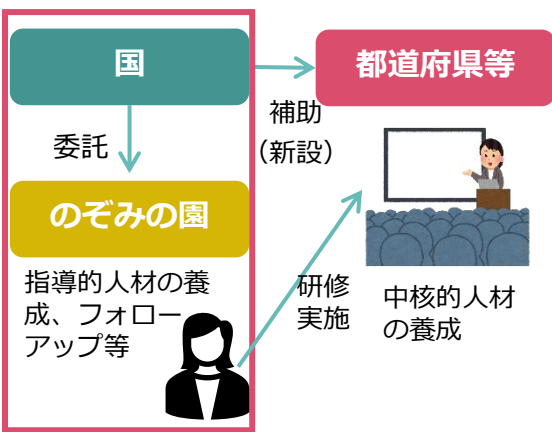
中核的人材養成研修については一部都道府県等での実施に移行するとともに、都道府県等における研修の円滑な実施及び質の確保のため、都道府県で実施する研修のフォローアップをのぞみの園の事業内容に追加する。

（事業内容）

（1）中核的人材の養成研修	強度行動障害の状態にある障害児者への支援を現場の中核として行う職員に対する研修（一部都道府県等に移行）
（2）都道府県において中核的人材の養成を担う指導的人材の養成等	（1）のうち指導的人材に対する研修及び指導に活用するための教材の開発・提供
（3）都道府県等のフォローアップ等（新設）	都道府県等で実施する研修のフォローアップの実施

※研修フォローアップの内容…指導的人材を対象とした研修実施に関する報告会の開催、研修内容の取りまとめ、その他指導的人材や都道府県等からの相談対応

- 実施主体：独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
- 補助率：10／10



(2) 発達障害者支援センターの地域支援機能の強化

発達障害者支援体制整備事業（地域生活支援促進事業）（再掲）

令和9年度概算要求額 6.5億円（4.3億円）（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 本事業では、発達障害者支援の地域の中核である発達障害者支援センターの地域支援機能を強化するため、「発達障害者地域支援マネジャー」の配置等を行い、市町村・事業所・医療機関との連携の推進や困難事例への対応を行っている。
- 令和9年度は、都道府県等が、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（令和7年度改正）に基づき、広域的支援人材による集中的支援※の実施体制を計画的に確保し、強度行動障害の状態にある者に対する支援体制を強化するために必要な予算を拡充する（令和7年12月時点の広域的支援人材の配置自治体数：19都道府県市）。
（※）事業所に集中的に訪問し、強度行動障害の状態にある者に対する適切なアセスメントや有効な支援方法の整理を行った場合に加算において評価
- さらに、近年、発達障害に関する相談内容は多様化・複雑化しており、対応には一層高度な専門性が求められていることから、専門人材の確保・定着を図るため、処遇改善に資する財政的支援を講ずるとともに、ICT機器の導入や記録・情報共有のデジタル化に向けた支援を実施することで、発達障害者支援センターの労務環境の改善と業務の効率化を推進する。

2 事業の概要・実施主体等

発達障害者支援センター：相談、コンサルテーション等の実施

（都道府県・指定都市に設置 108か所（令和8年4月現在））



○実施主体：都道府県、指定都市

○補助率：1／2

(1) 発達障害者地域支援マネジャーの配置	市町村や事業所における困難事例への助言や医療機関等との連携等を行う発達障害者地域支援マネジャーを配置
(2) 住民の理解促進	発達障害に関する住民の理解促進のため、小冊子の作成・配布、セミナー等を開催
(3) アセスメントツール導入促進	市町村などの関係機関を対象に、アセスメントツールの導入促進を図るための研修を実施
(4) 個別支援ファイルの活用促進	市町村等に対する個別支援ファイル（当事者の発達の状況や特性、支援の経過等を記録）の活用促進に関する取組を行う
(5) 集中的支援の実施のための体制整備 （実施自治体数の拡充）	障害福祉サービス事業所等における集中的支援の実施のため、広域的支援人材の配置等の体制整備を行う
(6) 支援人材に係るネットワーク構築 （実施自治体数の拡充）	強度行動障害の状態にある者の支援者（中核的人材※を含む）が連携して支援を行うため、また、支援者同士での意見交換や情報共有等を進めるためのネットワークを構築 （※）強度行動障害の状態にある者について、事業所等の支援現場において適切な支援、指導・助言を行う人材
(7) 発達障害者等青年期・家族等支援 （発達障害児者及び家族等支援事業からの移行）	ワークショップ等の開催による青年期の発達障害者やその家族同士が交流する機会の提供等
(8) 専門人材確保・職場環境改善等支援 （支援メニューの新設）	発達障害者支援センターにおいて専門性の高い人材を継続的に確保することができるよう、処遇改善やICTの導入支援を行う

令和9年度概算要求額 6.5億円の内数 57百万円（4.3億円）（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 近年、発達障害に関する相談内容は多様化・複雑化しており、対応には一層高度な専門性が求められている。このため、地域における発達障害者支援の中核機関である発達障害者支援センターには、発達障害者地域支援マネジャーや広域的支援人材など、高い専門性を有する職員を継続的に配置することが重要。
- 一方で、発達障害者支援センターについては、これまで障害福祉サービス事業所の職員を対象に講じられてきた処遇改善や、生産性向上に資するテクノロジーの導入支援の助成対象外であったため、公認心理師や社会福祉士など専門性の高い人材を配置しているにもかかわらず、給与水準が相対的に低くなりやすく、人材の確保・定着が課題となっている。加えて、単年度会計の委託料の範囲内では、タブレット端末やアプリケーションソフトの導入といった設備投資が進まず、紙中心の非効率な記録業務や口頭による情報共有が行われるなど、業務の効率化が進んでいない状況にある。
- こうした状況を踏まえ、専門人材の確保・定着を図るため、処遇改善に資する財政的支援を講ずるとともに、ICT機器の導入や記録・情報共有のデジタル化に向けた支援を実施することで、発達障害者支援センターの労務環境の改善と業務の効率化を推進する。

2 事業の概要・実施主体等

- 業務効率化や職場環境の改善を図り、専門人材の確保・定着の基盤を構築する発達障害者支援センターに対して、都道府県及び指定都市が行う支援に要する経費を助成
【実施主体：都道府県・指定都市 補助率：1/2】

① 職場環境の改善支援

- ◎補助金額（センター1か所あたり）
 - ・専任で配置する職員1人当たり12万円に相当する額
 - ◎取得要件
 - ・職場環境改善等に向けて、以下のいずれかの取組を計画又は既に実施していること
 - ① 業務の洗い出しや棚卸しなど、現場の課題の見える化
 - ② 業務改善活動の体制構築
 - ③ 業務内容の明確化と職員間の適切な役割分担の取組
 - ◎対象経費
 - ・人件費の改善、職場環境改善経費（事務職員を募集するための経費、職場環境改善のための研修費の経費等）
- ※ 人件費改善に全額充てることも、職場環境改善に全額充てることも、人件費改善と職場環境改善を組み合わせることも可能。



② ICT機器等の導入支援

- ◎補助金額（センター1か所あたり）
 - ・ICTの導入支援 1,000千円／ICT導入のための研修事業 284千円
- ◎主な対象経費
 - ・情報端末（タブレット端末、インカム等）/ソフトウェア（記録ソフト等）/通信環境機器等（Wi-fiルータ等）/保守経費等（クラウドサービス、保守・サポート費等）

【記録・報告様式の効率化例】

帳票に
何度も転記

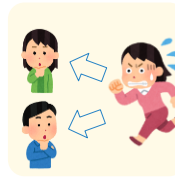


タブレット端末等による
データ入力とデータ共有

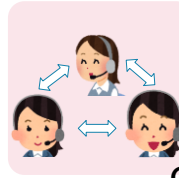


【情報共有の効率化例】

活動している職員に
対してそれぞれ指示



インカムを利用した
情報共有



(3) 発達障害の初診待機解消に関する取組の推進

発達障害診断待機解消事業（地域生活支援促進事業）

令和9年度概算要求額 1.3億円（0.9億円）（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

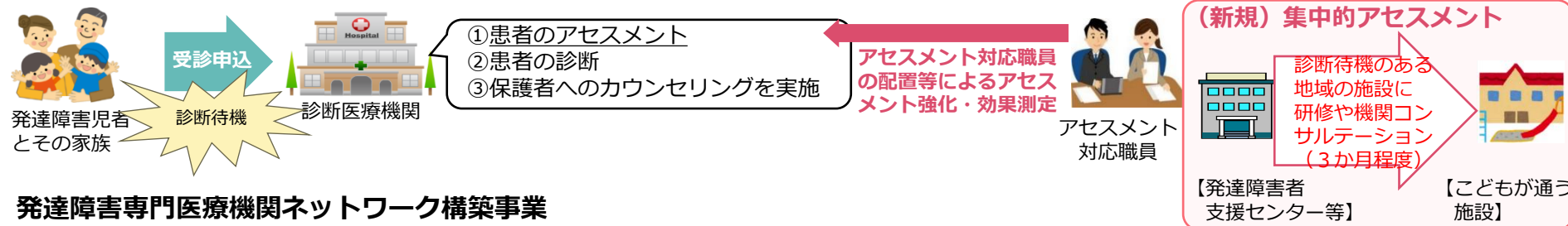
- 発達障害については、診断までの待機期間が長期化していることから、本事業において、診断を行う際に必要な各種検査などのアセスメントを行う職員の配置、外部への委託、行動観察等の情報提供を受けるなどにより、アセスメントの強化を行い、診断待機を解消することを目的としている。
- 令和9年度においては、相談につながってから診断に至るまでの診断待機期間も切れ目なく適切な支援を行う観点から、幼稚園・保育園や小学校など発達障害児が通う施設等の職員に対するコンサルテーションを補助対象として追加する。

2 事業の概要・実施主体等

（1）発達障害専門医療機関初診待機解消事業

○実施主体：都道府県、指定都市 ○補助率：1/2

- 診断医療機関へのアセスメント対応職員の配置、診断医療機関からの児童発達支援センター等へのアセスメントの委託、診断医療機関のケースワーカー等による行動観察等によりアセスメント強化を図り、診断期間を短縮するとともに、診断待機中の家族等の不安を軽減する。
- 更なるアセスメントの強化のため、こどもが通う施設等において3か月間程度の集中的なアセスメントや家族相談を実施し、こどもに関する情報収集を行うとともに、コンサルテーションを通じて職員が家族に対して関わり方や支援機関等に関する情報提供ができるようにする事業を追加する。



（2）発達障害専門医療機関ネットワーク構築事業

- 発達障害に関して高度な専門性を有する地域の拠点医療機関を選定し、発達障害の診療・支援ができる医師の養成を行うための人材育成・実地研修等の実施や当事者・家族等に対して診療可能な医療機関・支援機関の情報提供、医療機関の医師に対する研修実施のコーディネート等を行う発達障害医療コーディネーターの配置を行う。



(4) 発達障害児者とその家族に対する支援
【こども家庭庁へ事業移管】

発達障害児者及び家族等支援事業

【こども家庭庁へ事業移管】

令和9年度概算要求額 ー億円（1.6億円）（）内は前年度当初予算額

【事業概要】

- 発達障害者の家族が互いに支え合うための活動等を行うことを目的とし、ペアレントメンターの養成や活動の支援、ペアレントプログラム、ペアレントトレーニングの導入、ピアサポートの推進及び青年期の居場所作り等を行い、発達障害児者及びその家族に対する支援体制の構築を図る。

【実施主体】都道府県、市区町村

【補助率】1／2

発達障害児やその家族に対する支援を母子保健や子育て支援等の関連施策と一体的に推進する観点から、本事業については、発達障害者に関する一部の事業を除き、**こども家庭庁に移管**する。

ペアレントメンター養成等事業



- ・ペアレントメンターに必要な研修の実施
- ・ペアレントメンターの活動費の支援
- ・ペアレントメンター・コーディネーターの配置 等

家族のスキル向上支援事業



- ・保護者に対するペアレントプログラム、ペアレントトレーニングの実施 等

ピアサポート推進事業



- ・同じ悩みを持つ本人同士や発達障害児を持つ保護者同士、きょうだい同士等の集まる場の提供
- ・集まる場を提供する際の子どもの一時預かり 等

その他の本人・家族支援事業



- ・発達障害児者の適応力向上のためのソーシャルスキルトレーニング（SST）の実施 等

発達障害者等青年期支援事業



- ・ワークショップ等の開催による青年期の発達障害者同士が交流する機会の提供 等



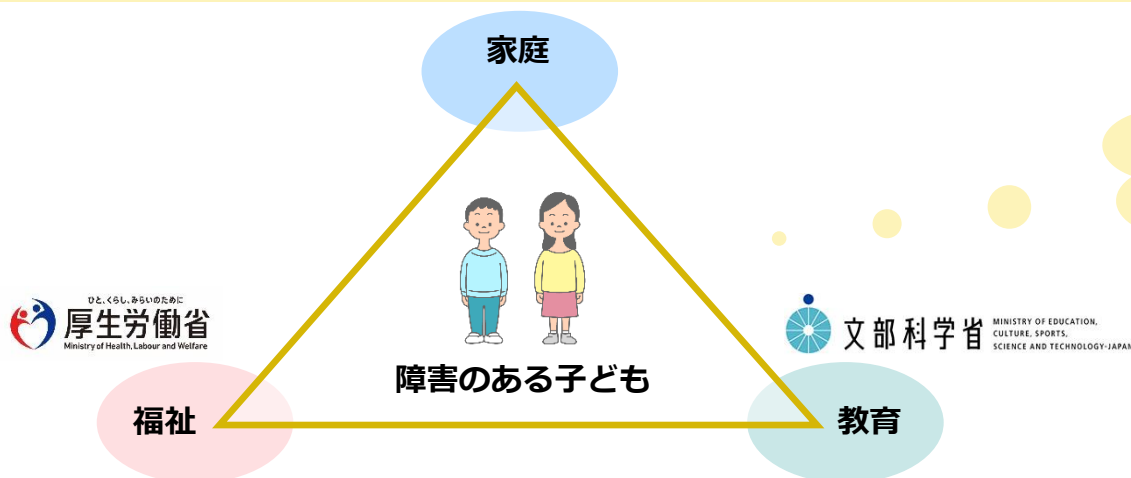
(5) 教育と福祉の連携の推進

家庭・教育・福祉の連携推進事業

令和9年度概算要求額 地域生活支援事業費等補助金の内数

- 教育と福祉の連携については、地域での切れ目ない支援が求められており、厚生労働省・文部科学省において「**家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクト**」を立ち上げ、報告をとりまとめた。
- 各市町村がこの報告書における教育と福祉の連携を推進し、保護者支援を推進するための方策を実施し、その検証結果について報告を行う事業を実施する。

- 教育・福祉の連携を強化し、障害のある子どもとその家族の地域生活の向上を図るため、家庭・教育・福祉をつなぐ「**地域連携推進マネジャー**」を市町村に配置し、
 - ①教育と福祉の連携を推進するための方策
 - ・ 教育委員会、福祉部局、学校、障害児通所支援事業所の関係構築の場の設置
 - ・ 障害福祉制度の周知を図るための福祉部局と教育委員会等による合同研修の実施
 - ②保護者支援を推進するための方策
 - ・ 保護者支援のために相談窓口を整理し、ハンドブックの作成等の連携方策を実施する。



市町村単位で
家庭・教育・福祉の
連携を実現

4 障害者に対する就労支援の推進

(1)雇用施策と福祉施策の連携による
重度障害者等の就労支援

令和9年度概算要求額 11.1億円 (7.7億円) (内は前年度当初予算額)

1 事業の目的

重度障害者等に対する就労支援として、雇用施策と福祉施策が連携し、職場等における介助や通勤の支援を実施する。

2 事業の概要

- ・ 重度障害者等の通勤や職場等における支援について、企業が障害者雇用納付金制度に基づく助成金を活用しても支援が充分ではない場合や、重度障害者等が自営業者として働く場合等で、自治体が必要と認めた場合に支援を行っている。また、事業実施市町村においてさらなる利用人数の増加を図るため、JEED（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構）との連絡・調整や企業向けの説明会、HPやリーフレット等を活用した周知・広報等に取り組んでいる。
- ・ 制度創設以降、実施自治体及び利用者数は着実に増加していることから、令和9年度に必要となると考えられる金額について増要求を行う。

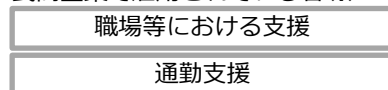
※ 支援対象となる重度障害者等は、重度訪問介護、同行援護又は行動援護のサービスを利用している者。

※ 自治体が必要性を判断するに当たっては、障害者本人の状況や事業主の企業規模等を勘案する。

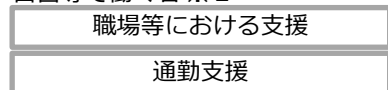
3 スキーム

＜連携のイメージ＞

A 民間企業で雇用されている者 ※ 1

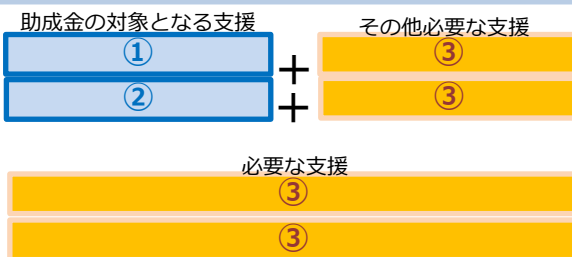


B 自営等で働く者※2

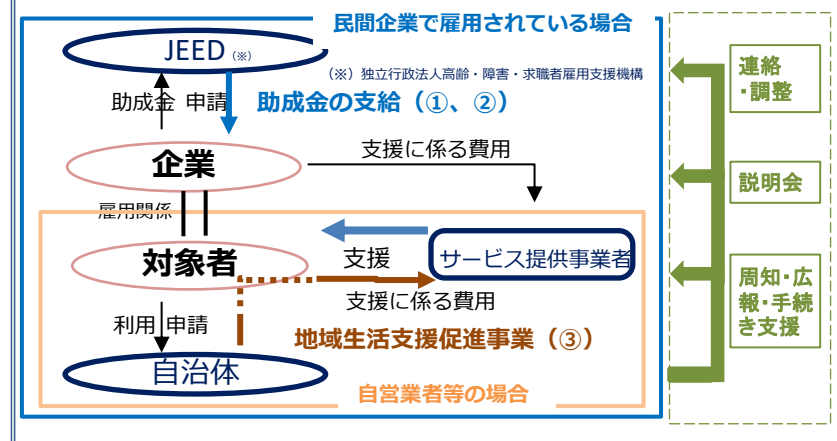


※1 ①文書の作成・朗読、機器の操作・入力等の職場助介や②通勤支援(3ヶ月まで)に加えて、③これら①②の助成金の対象外である喀痰吸引や姿勢の調整等の職場等における支援、4ヶ月目以降の通勤支援について、雇用施策と福祉施策を組み合わせ一体的に支援。

※ 2 自営業者等（Ａの対象者及び国家公務員等の公務部門で雇用等される者その他これに準ずる者以外の者）であつて、当該自営等に従事することにより所得の向上が見込まれると市町村等が認めたものに対して、③通勤や職場等における支援について、地域生活支援促進事業により支援。



＜事業スキーム＞



①：重度訪問介護サービス利用者等職場介助助成金（障害者雇用納付金制度に基づく助成金）、②：重度訪問介護サービス利用者等通勤援助助成金（障害者雇用納付金制度に基づく助成金）

③：雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業（地域生活支援促進事業）

4 实施主体等

- ◆ 実施主体：市区町村
◆ 補助率：国 1 / 2、都道府県 1 / 4、市区町村 1 / 4

(2) 工賃向上等のための取組の推進

工賃向上計画支援等事業（地域生活支援促進事業）

令和9年度概算要求額 **5.6 億円（5.8 億円）**（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 障害者の自立にむけて、就労継続支援事業所等を利用する方の賃金・工賃の向上を図ることは重要。
- 就労継続支援事業所等の利用者の工賃・賃金向上等を図るため、一定の基準や特に取り組んでほしい項目について優先度を設けた上で、事業所に対する経営改善や商品開発等に対する支援、共同受注窓口による情報提供体制の整備、在宅障害者に対するICTを活用した就業支援体制の構築や農福連携の取組への支援等を実施する。

2 事業の概要

①工賃等向上事業

1.経営力育成支援

- ・ 専門家等による効果的な工賃向上計画の策定や管理者の意識向上のための支援を実施

2.品質向上支援

- ・ 事業所の製品等の品質向上に向け、共同受注窓口と専門家等の連携による技術指導や品質管理に係る助言等を実施

3.事業所職員の人材育成支援

- ・ 事業所の職員を対象に、商品開発や販売戦略及びICT機器の活用や知識向上のための研修等を実施

4.販路開拓・広報支援

- ・ 商品やサービスのPRや、販売会・商談会を実施
- ・ 事業所の製品等に係る広報・情報提供（製品等を販売するオンラインショップや地域の事業所・共同受注窓口の情報提供を行うポータルサイトの開設・運営等）を実施

5.就労支援事業会計の管理・経営改善支援事業

- ・ 事業所の適切な会計管理や経営改善計画の策定・実行に向けた専門家派遣、相談窓口の設置等を実施

農福連携等による障害者の就労促進プロジェクト

- 専門家を派遣することによる農業・林業・水産業等に係る技術指導や6次産業化に向けた支援、農業に取り組む事業所によるマルシェの開催支援
- 障害福祉分野と農業分野の関係者の相互理解促進
- 農業等生産者と障害者就労施設とのマッチングや事業の立ち上げ、事業実施の支援

＜特に取り組んでほしい項目（案）＞

- ・ 不適切な就労支援事業会計が疑われる事業所に対する会計知識の周知
- ・ 物価高騰下での価格転嫁に係るノウハウ支援
- ・ 共同受注窓口の機能強化

②在宅就業マッチング支援等事業

在宅障害者に対するICTを活用した就業支援体制の構築や販路開拓等を行うことにより、在宅障害者が能力等に応じて活躍できる支援体制の構築を支援

③共同受注窓口の機能強化事業

関係者による協議体の設置により共同受注窓口の機能を強化することで、都道府県域を越えた受発注も含めた、企業等と障害者就労施設等との受発注のマッチングを促進し、官公需や民需の増進を図ることに加え、農福連携に係る共同受注窓口の取組を行う

3 実施主体等

- ◆ 実施主体：都道府県
- ◆ 補助率：国1／2、都道府県1／2

農福連携等による障害者の就労促進プロジェクト（工賃向上計画支援等事業特別事業）

令和9年度概算要求額 2.1億円（2.1億円）（）内は前年度当初予算額

事業の趣旨

農業・林業・水産業等の分野での障害者の就労を支援し、障害者の工賃水準の向上及び農業等の支え手の拡大を図るとともに、障害者が地域を支え地域で活躍する社会（「1億総活躍」社会）の実現に資するため、障害者就労施設への農業等に関する専門家の派遣や農福連携マルシェの開催等を支援する。また、過疎地域における取組を後押しする。

実施主体

都道府県

※社会福祉法人等の民間団体へ委託して実施することも可

補助内容・補助率

○農業等の専門家派遣による6次産業化の推進

農業等に関するノウハウを有していない障害者就労施設に対する技術指導・助言や6次産業化に向けた支援を実施するための専門家の派遣等に係る経費を補助する。

○農福連携マルシェ開催支援事業

農業等に取り組む障害者就労施設による農福連携マルシェの開催に係る経費を補助する。（ブロック単位でも開催可）

○意識啓発等 農業等に取り組む障害者就労施設の好事例を収集し、セミナー等を開催する経費を補助する。

○マッチングから事業実施までの支援

伴走型コーディネーターを活用するなど、農業等生産者と障害者就労施設による施設外就労とのマッチングや事業の立ち上げ、事業実施の支援に係る経費を補助する。

※過疎地域における取組を優先的に補助。

○障害福祉分野と農業等の分野の関係者の相互理解促進

障害者就労支援施設等の支援員や農業者等の相互理解が進むように、相互の事業所の訪問や農業体験会等を実施する経費を補助する。

＜事業のスキーム＞

厚生労働省

補助

補助率：1/2

都道府県

農福連携マルシェの開催※委託による実施可 専門家の派遣等の支援等※委託による実施可



障害者就労施設

農業の取組推進⇒6次産業化

農福連携マルシェへの参加



(3) 障害者就業・生活支援センター事業の推進

障害者就業・生活支援センター事業（地域生活支援促進事業）

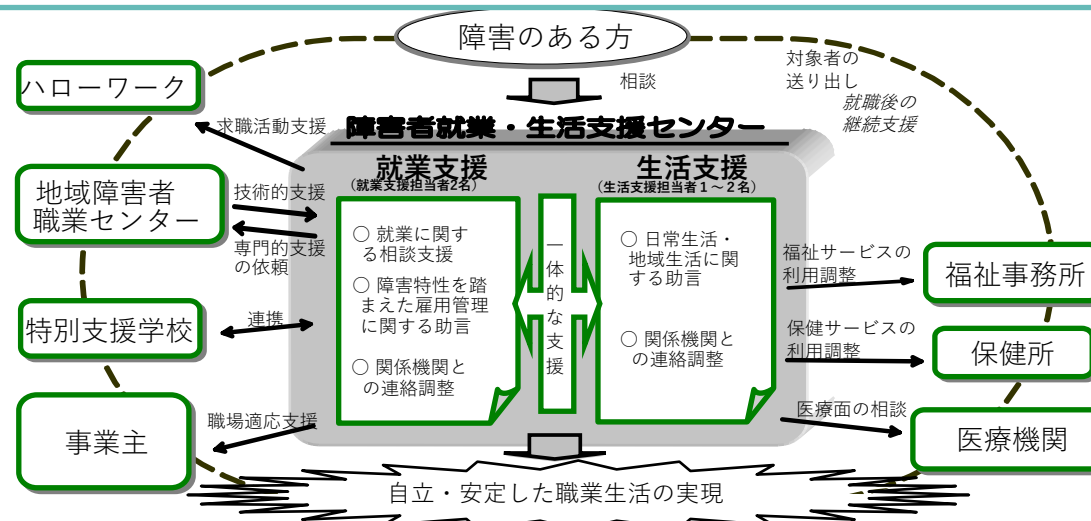
令和9年度概算要求額 8.1 億円（7.9 億円）（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 障害者の就業に伴う生活面の支援を行うため、障害者就業・生活支援センターに生活支援を専門に担当する職員（生活支援担当職員）を配置し、障害者の職業生活における自立を図る。
- 現行予算では、336センターの予算が計上されているところであるが、地域における障害者雇用が進み、支援を必要とする者は年々増加しており、令和9年度には342センターとなる見込みであるため、箇所数増に伴う増額を要求する。

2 事業の概要

- 障害者就業・生活支援センターでは、就業支援担当者と生活支援担当者が連携し、障害者の就労定着に向けた支援を行っている。
- 支援対象障害者数（登録者数）は232,098人（令和7年度）となっており、平均すると1センターあたり約680人の登録者数となっている。



設置箇所数 ※令和8年4月現在	支援対象障害者数 (登録者数) ※令和7年度	相談・支援件数 (障害者) ※延べ件数	相談・支援件数 (事業主) ※延べ件数	就職件数 ※令和7年度	職場定着率 (就職後1年経過時点)
340箇所	232,098人	1,234,864件	465,850件	16,036件	82.4%

3 実施主体等

- ◆ 実施主体：都道府県 ◆ 補助率：国1／2、都道府県1／2

(4)就労選択支援員養成研修の実施

就労選択支援員養成研修等事業

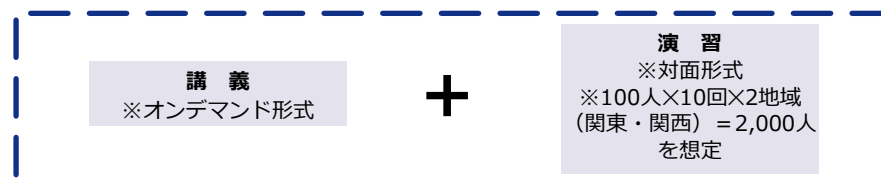
令和9年度概算要求額 0.5億円（－億円）（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 令和7年10月から就労選択支援が開始され、就労選択支援員は就労選択支援員養成研修を終了していることが要件となっているところ、円滑な事業実施にむけて、国において就労選択支援員の養成研修を実施する。

2 事業の概要・スキーム

- 国において令和7年度、令和8年度に就労選択支援員養成研修を行い、約3,000人を養成見込み。
- 第8期障害福祉計画において、自立支援協議会圏域に1事業所以上（1,700事業所以上）の就労選択支援事業所を設置することを目標としており、各事業所において2～3名の就労選択支援員を配置すると仮定すると、のべ約5,000人（1,700箇所×3名）の支援員の養成が必要と考えられる。また、基礎的研修と同等以上の研修受講者を就労選択支援員と見なす経過措置期間が令和9年度末で終了することから、令和9年度中に受講希望が集中する恐れがあり、養成研修の実施体制の十分な確保が必要。
- このため、令和9年度においても引き続き国において養成研修を実施し、令和8年度と同程度の約2,000人を養成する。



3 実施主体等

実施主体 : 国（民間団体に委託）

負担割合 : 国10／10

(5) 障害者就労支援施設の運営適正化事業

障害者就労支援施設の運営適正化事業

令和9年度概算要求額 1.6億円（－億円）（）内は前年度当初予算額

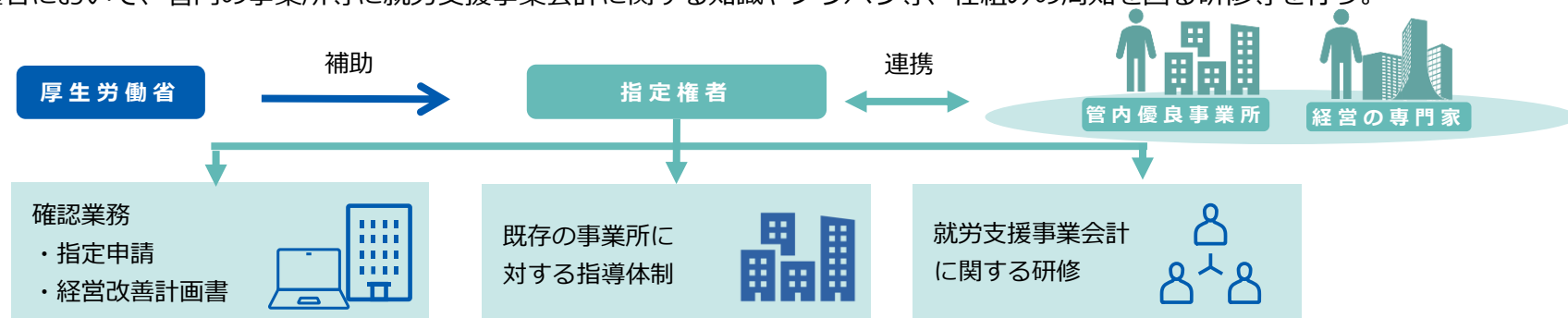
1 事業の目的

- 就労系障害福祉サービスにおいて、特に、営利法人が運営する就労継続支援B型の事業所数が急増しており、中には、障害者の能力の向上に寄与しない事業を実施し、不適切な運営を行っているケースがあることが懸念されている。
- 厚生労働省においては、令和7年度に、新規指定と既存事業所に対する運営状況の把握・指導を適切に行うための指定権者向けガイドラインを示したところであるが、就労系障害福祉サービスは、福祉的な観点のみならず、生産活動に係る収支状況など経営的な観点が必要とされることもあり、指定権者において、ガイドラインを踏まえて適切に運営指導を行うための指定権者の体制整備が追いついていない現状がある。
- 財務省の令和6年度の予算執行調査や財政審において、「サービスの質を確保する観点から、都道府県等がより効率的かつ実効的に運営指導を行うことができるよう」にとの指摘がされたことを踏まえ、指定権者における必要な体制整備を支援をする。

2 事業の概要・スキーム

指定権者において、事業所（主に就労継続支援B型を想定）に対して適切に運営指導を行うために以下のような体制整備を行う際の費用を補助する。

- 新規指定の際、指定権者において、指定申請の確認業務に関する専門的知見を得られるよう、中小企業診断士等の経営の専門家や管内の優良事業所を登用することにより、適切に事業所を評価できる体制を構築する。その場合、就労継続支援A型における経営改善計画書の確認業務に活用すること考えられる。
- 既存の事業所に対して、自治体職員と会計の専門家、障害者の就労支援の専門家がチームを組んで、管内事業所を巡回するなどして、不適切な事業所を指導する体制を構築する。
- 指定権者において、管内の事業所等に就労支援事業会計に関する知識やノウハウ等、仕組みの周知を図る研修等を行う。



3 実施主体等

実施主体：都道府県・指定都市・中核市

◆ 補助率：国 1 / 2、都道府県・指定都市・中核市 1 / 2

5 東日本大震災等の災害からの復旧・復興への支援

(1) 避難指示区域等での障害福祉制度の特別措置

被災地域における障害福祉サービス等の利用者負担免除の特別措置（一般会計）

令和9年度概算要求額 5 百万円（5 百万円）（）内は前年度当初予算額

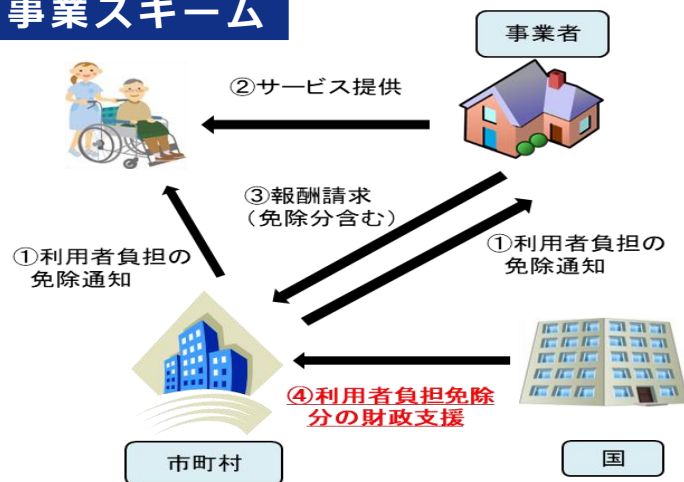
1 事業の目的

- 障害福祉サービス等に係る利用者負担については、市町村の判断で、災害その他の事情により利用者が負担することが困難であると認めた場合には、その負担を減免することができる。※障害者総合支援法第31条
- そして、サービスに係る費用から利用者負担額を除いた額を、国、都道府県、市町村がそれぞれ負担することになっているが、特例として、特定非常災害級の災害の発生に起因して市町村が利用者負担の免除を行った場合は、国が利用者負担相当額について財政支援を行う。

2 事業の概要

- 市町村において、障害者総合支援法に基づく以下のサービスに係る利用者負担の免除を行った場合に、国がその負担相当額の財政支援を行う。
※ 対象サービス：介護給付費・訓練等給付費・補装具費・やむを得ない事由による措置費

3 事業スキーム



4 実施主体等

- 対象利用者
特定非常災害級の自然災害に被災した地域における災害救助法適用地域の利用者
- 実施主体
上記の対象者に対して利用者負担免除を実施する市町村
- 補助率
国（10/10）

令和9年度概算要求額 8百万円 (10百万円) ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 障害福祉サービス等に係る利用者負担については、都道府県又は市町村の判断で、災害その他の事情により利用者が負担することが困難であると認めた場合には、その負担を減免することができる。
※障害者総合支援法第31条
- そして、サービスに係る費用から利用者負担額を除いた額を、国、都道府県、市町村がそれぞれ負担することになっているが、東日本大震災の被害が甚大であることから、特例として、都道府県又は市町村が利用者負担の免除を行った場合は、国が利用者負担相当額について財政支援を行う。

2 事業の概要・スキーム

【事業の概要】

都道府県又は市町村において、障害者総合支援法又は児童福祉法に基づく以下のサービスに係る利用者負担の免除を行った場合に、国がその負担相当額の財政支援を行う。

対象サービス：介護給付費・訓練等給付費・補装具費・障害児入所給付費・障害児通所給付費等・障害児入所措置費やむを得ない事由による措置費



3 実施主体等

【対象利用者】

東京電力福島第一原発の事故により設定された避難指示区域の住民及び一部上位所得層を除く旧緊急時避難準備区域等の住民

※令和8年度は檜葉町全域において特例措置が終了

【実施主体】

対象利用者に対し利用者負担免除を実施する都道府県又は市町村

【実施期間（令和9年度）】

令和9年3月1日から令和10年2月29日まで

【補助率】

国（10／10）

(2)被災地心のケア支援体制の整備

令和9年度概算要求額 1.2億円（-百万円）（）内は前年度当初予算額 令和7年度補正予算額 62百万円

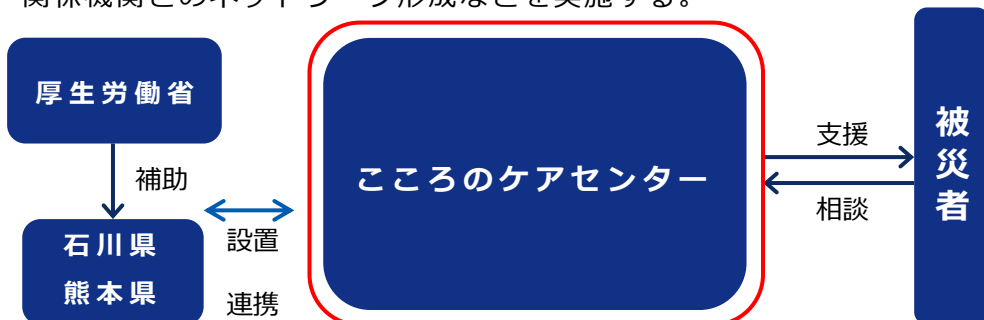
1 事業の目的

令和6年能登半島地震や令和8年熊本地震、豪雨・森林火災といった災害の被災地においては、多数の人的・物的被害が発生し、被災者の取り巻く環境の変化に伴い、災害復興期においては、PTSD（心的外傷後ストレス障害）や生活再建プロセスで生じる二次的ストレスを起因とした心身の変調が生じる被災者が増加することから、既存の組織体制を強化し、被災者に対する精神保健福祉上の支援（心のケア）の充実を図る。

2 事業の概要・スキーム①

【① こころのケアセンター運営事業（石川県、熊本県）】

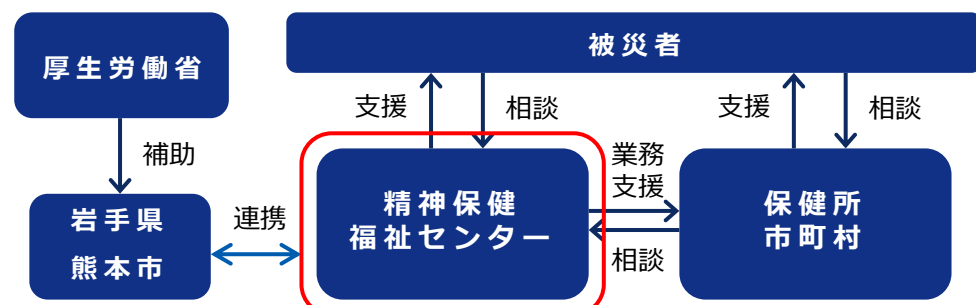
中・長期間継続して被災者の心のケアを行う拠点として設置した、「こころのケアセンター」を運営し、被災者支援、支援者支援、人材育成（技術的指導、助言、研修等）、心の健康に関する普及啓発、関係機関とのネットワーク形成などを実施する。



2 事業の概要・スキーム②

【② 災害時精神保健福祉センター体制強化事業（岩手県、熊本市）】

災害等の発生により増加することが想定される精神保健福祉相談等に対応するため、精神保健福祉センター等において、心のケアの専門職（保健師、精神保健福祉士、公認心理師等）を配置し、被災者への精神保健相談体制の強化等を行う。



3 実施主体等

実施主体：石川県、熊本県、熊本市、岩手県

補助率：3／4（石川県、熊本県、熊本市）、1／2（岩手県）